

環

海異圖卷之四

飲食兼二

一 食事も日も三度用ひ胡と小麦の蕷餅を食ひ
蕷と飯を食ひ近所の寺の日中の勅御と定規より
食る事夜も亦時たり此二度は本式の御食
蕷餅と牛肉を煮て食也

左等ともハシと云物也

是常々食して福麥の粉を蒸焼せし物で麦
の粉の類水車を以て石磨にて碾せり

イルコーカトモキ京都府の通中也

風扇にて拂ひて食也

ケレブ蕷の製法も定法の如く麦の粉をふす和

晴佐民口益吉



棟に擇りて解とす。蓮焼は古事記の主中
燒ざるを擇りか多かるとの二ツニツ燒。貯に
五日と經て味い更するを待て而至一燒也。
食の神を稍々破壊をすらがう二メナスモレ
カモモシム物を以て而身に製るの種をシナケレブ
と云ふらんとするより是者を何事と以て湯子と
立会を主内。右の暖味が主五了。暖魂と御は。辟子
と先と和一。此は主と。神を主。財利の定。限
有り。わき身。又もと能。御は。色也。又別
よもと者。主と。培。其主神を擇りて解と。あるの
あ。得。之。刈。也。而。暖。魂。ト。御。大。古。公。也。と。す
え。主。大。小。暖。と。竈。の。用。と。も。て。有。燒。毛。の。上。並
並。海。主。主。社。の。神。而。竈。の。肉。石。磚。と。安
並。達。多。物。主。内。主。薪。を。燒。亨。有。毛。燒
火。と。歎。主。主。内。主。薪。主。火。を。古。く
並。歎。主。の。主。木。松。の。枝。あ。と。走。主。草。と
下。水。を。と。さ。て。主。燒。毛。の。上。と
き。毛。の。燒。源。と。は。主。下。山。燒。と。並。べ。蓮。燒
主。下。大。系。火。肉。遠。大。孔。細。孔。多。大。孔。孔。
燒。除。志。毛。の。火。火。氣。流。大。孔。大。孔。火。氣。流
れ。前。燒。主。上。主。火。火。氣。流。各。主。孔。の。主
て。色。主。火。火。氣。流。主。毛。の。上。孔。主。孔。並。べ。主。火。

御と薦膳を定めしに付まつて事事に當り候所の
皮の如くもあく家内人役の御と考へ一七〇中より用ひ
盛事と二度上製へる。此物相手の食札もそ
用ひる時小刀と薄くして食ふ事多き方小功者
之功者より初刀と薄く事厚く相手を切る事
も仕あればさう者と云ふ御原席をもてて之若し
小麦のケレブ、先は製法お遠ぞ先著もとへ
小麦の粉と一月と投へ。加水後も細麦酒
の墨と少く加へてかき立て育め円如毛一匁
墨頭より涌き立つとゆきまじへそと上と別れ
をほり加へて涌上と押す。蛤と捏りらゝ御はし
大小重み以ての塊となり竈の口樂瓦上に並べて蒸
やき下す。申前法の如く細酒小麦のケレブを底より
多く食せ祭日用ひ物常食にて魏
洋にて要あと云市中の賣物が平日并んで有り其
常盤食とする。了らず日々
一 牛肉を他地方の常食。牛の熟名コロフと云。牛と牛
多く飼ひ。市中に賣ぬかず。次第に者と又
六百疋千疋位達養ひ主者。永羊野牛のまよの牛。主者と
合牛所。日々牽牛もと牛店。賣渡し。相牛牛
とて先を屠る。大抵の城と。筋肉と皮とを離れて
糸の輪解も悉く食料とす。肝の筋を別て踏ま
ちる形。

大小腸、肉を外へ引取て、純清清々
して、主肉へ塩梅等を多量に挽割の蕎麦
を併せてよき。油は少く、蒸燒やめて小口
で三回り四回り、窓、窓のときほどの
皮以外、實用の脚人有り。附り、腰なども水をまきぬ
みおり。牛乳は、牛乳屋、賣物と云ふ諸々の墨
牛皮等で製作物多し。先牛皮は止あが、無頭屋
主は、分ちある。肉も店の内より並べて、大ひたす立白
酒の色あらと店へ買ひゆる人の手に渡る多し
やうに、掛く。賣すは止さんあり。

牛の屠をい日は、仕訓を事りて、事
の了者あり。フライツケ、マユーテ、油、四足を焼
て、來るを吃を兼通す。

一 牛乳を平常としての食料とする食

曼とモロトと云ふ揚げは是醤味の和菓子で、ボートルと云ふ則略
めだーのうちをなす物とカラスと云ふ是醤味の、昔よ古よ食と云
諸市にて賣買せ其乳汁と辰巳、先牡牛の乳
犢をつまみ、少く吸出させ、後引を形、胆へ
退け、又母牛の乳ぬを血を拂ひ、後、出、桶へ
湯えを先と多く、血をかきぬ、すり、又其乳汁と
油と重りて先又料理用ひ是とマスラと云
ヤコーデフラーツケと馬乳汁をものじ
大ひよ碎くのみをすり、少きトシコスハ麻の
乳とも飲とま。

一 カボーシカと云ふあり。長崎より來り、其地にて有り

コウリナと云ふもののやと據るコレハ和蘭若の物
と云ふ和菴の一種を長崎にて販賣す臺灣の
若と名を有たるよりコーリナと云ふ事也俗松芭
ホタシナニヤカタラナと云ふ事也

是を細々刻に麦粉をかい粉を塩を加へ大樽は仕込
而り酸味増生し先家の太字依多少也而れ
なれど送り貯へまゝ家内一牛肉と被物にて食
食すより至る方、冰或牛乳等と之を枕によ
一杯うど入をかきまゝ一肉と豆、煮籠に入まし
籠を窓口入まし蓋へあきよ一羹和すれ出
汁と肉と併せて麦飯を添食す豆の食油有り、
蒸飯も日本のお飯山物を嗜む付を併せて食すと
曰く松あり酒若より送り、薑のゆきらの全く日本
の味覺の用に似て牛肉を平民毎日の食料あり但
精進日本の牛肉等一切口足の肉を止し唯豆の肉野
菜の類半用するなり 羚羊のれ常人食者、精進
日潔淨と云ふに因るの肉を禁食す者有り者、精進
鳥の汚きの物とせば也魚も、産して祭り日柄
魚と小麦の粉にて作る蒸燒レバても食ふ蒸燒
少て食ふ事無事御す。粉も魚の油にて芳甘
英より酒より魚類以魚雜魚サモヨバイカル
魚ハルス似サモヨと云ふ魚オシヤラシナサモヨ鰐サモヨと云ふ
大魚の食料とす皆鹽漬あり乾魚とも用ひ

先をヨーカラと云ふ

一 雜雁鷺鶴我の類を畜をして食料とす
家とは畜至る處多バ百羽有程、百寢の部も
育てまし秋の頃モハレ親多と殺して塙モハレ狩モハレ
主く之を精進日カタマリを少々ねを養ひ奉る。雖
多とも亦秋すあるべし生モハレ用呈る
百羽を毎日百羽りて用をあさるはモイにし
名もものあり。大者より種の多數五百羽を
石舟が畜て有り。大者より種の多數五百羽を
多く上食と云モハレ 按系カラシニ鳥
是富家乎にぞれ、畜多バ又庶人用ひし事す
苟然て貧家乎ても能ば十羽の花表モハレアリ

一 蒜末を挽刻して用ひ、更に高賣との挽刻す
て有り物より多くして粥を炊き牛乳を
よして煮食

一 麻仁唐松の実の油を母乳モハレ精進モハレす

一 薑末山楂モハレ味の海藻モハレ精進モハレす
一 薑末牛乳モハレ油モハレを加へ粥モハレて牛乳油モハレ
一 寶食モハレのときとれるもの改めてよし小兒モハレ右
の如く雲モハレ砂糖を加へ食モハレ申す

並と白モハレ豆と南亞墨利加モハレの地方モハレ事
アモモ科豆と文鳥モハレ此現モハレ申合モハレ
御モハレ潤降モハレ豆及油モハレ先被服モハレ并枝細
として夙也モハレ

一 家畜をねじして經へ風味日本にして皆度生を
生ずる也とゆる麻子油を以て粒近四兩用也胡蘿
蔔を煮て食之茎葉と形色く色赤一生を
食ふよ歸り即ち耳

一 乾生姜と焼とよからへ唐山よりの交易物たり
珍北の人々よむしと好んで食ふ解毒の物那に
立り唐の燒とよむしして紫もとてあり之姜も
唐の薑と用ひ胡椒とスル先ハ何者有モ亦モナリ
ビ

一 コーレイと云ふもの有るの室のよしモラミの二さ

三のやう

一 ムスクワの旅をソドリ 家小もし傳入にて有り
市店やく賣物とす馬へ粉粗末ヨリム 布袋
ヨリ入主賓と筆へ文、食の口すリ 粉キ陽を洗き
其物一湯は牛の乳とよめて飲む又 糕印砂糖
を水にかきとて飲む又 水中で胡粉よもと
飲み瓶瓶のとを密す少土ヒ常ヒニテ
小舌ば取半升以上の人乞用ひやう

擧手小和蒙コーヒーホーンと云ふノ別名
譯説有り

一 ヤーホルキと云ふをナシ芋ナシ薄黄色肥厚半よ健
核も小和蒙ナシアルトアツルナシナ近處種子
を候 ウチもも育生え未だ人馬ヒヤーボルキ
ムガリと云ニ此の芋の為候ナリ御ふ小麦粉或事

加々製ノ菓子となす物なり

鹿の風格と改變に色彩を施す
掛る色彩が別種物を風格の如く或
一酒を以て麦釀酒なり至まで送る者多
朱はもの有り他國もハラーハースニアニゲリ等
ナリ申上酒ナガリ

梅より葡萄酒ナラシ

ライセライドテ酒食を取人ナシハ聲も店
有至角より沽手の名酒種ナリ

赤き酒エニシナオ酒力とて井きもの有り下戸
杯用の又魚虫を漬キ於テ其取換セヨ酒を
シヘリトミナシ

煙草先に産す刻ニ煙艸の唐山ナリ申す有
唐山ナリ此國の人多シハ煙草の嗜也多條ナリ
土人ハまたよ一二吸ヒなくさみよのむ客ヨヤコニ
フリツテモ易シ吸不す布団にサシヒ絶
喫煙シ者ナリ

一 烟草と云ひ有リ先煙草味粗あやしくて
苦シ入多シ折鼻立引シ喰ト於ク先モ女人を
用ビたる有婦人薬草を薦シテ翠シモ巻
多モ漏れど漏居シと云

梅より鼻煙の事薦漏詳シ

一 船頭を常吉原者ヨウジヤ煙草と薦服する
ツカセテ病を除く了萬能ト云々^{ツカセテ}列^トナリ

一食事の供物と婚禮宴席の話と御食事不記せり
采田處の食盤を云ふ形、四角、方盤、長角又多是
色に似る

器よ盛つる食物を盤の中央よ主食を板盤のまゝとす
人數相持子ゝ有り、腰をとゞめお縛りと寝よ
ゆき膳の上に詰の肴は四枚主犯是中央の食器と
有り、曾て食ふ食事萬物は主食よ小刀又食器
の三ツ道具膳下に主食と呼べ肉を刀と叉を
酒をさう刃口にして食ふ叶乳也物と匙も
云考其法以箸と酒あれば其如也
ぬよ主食よ傳入食盤の上面に白木綿と
光輝又酒と白子一幅廣くまことに膳へりや縛りまゝ
ありて食事より是食器その内うちわき汚るを
防ぐ爲め也

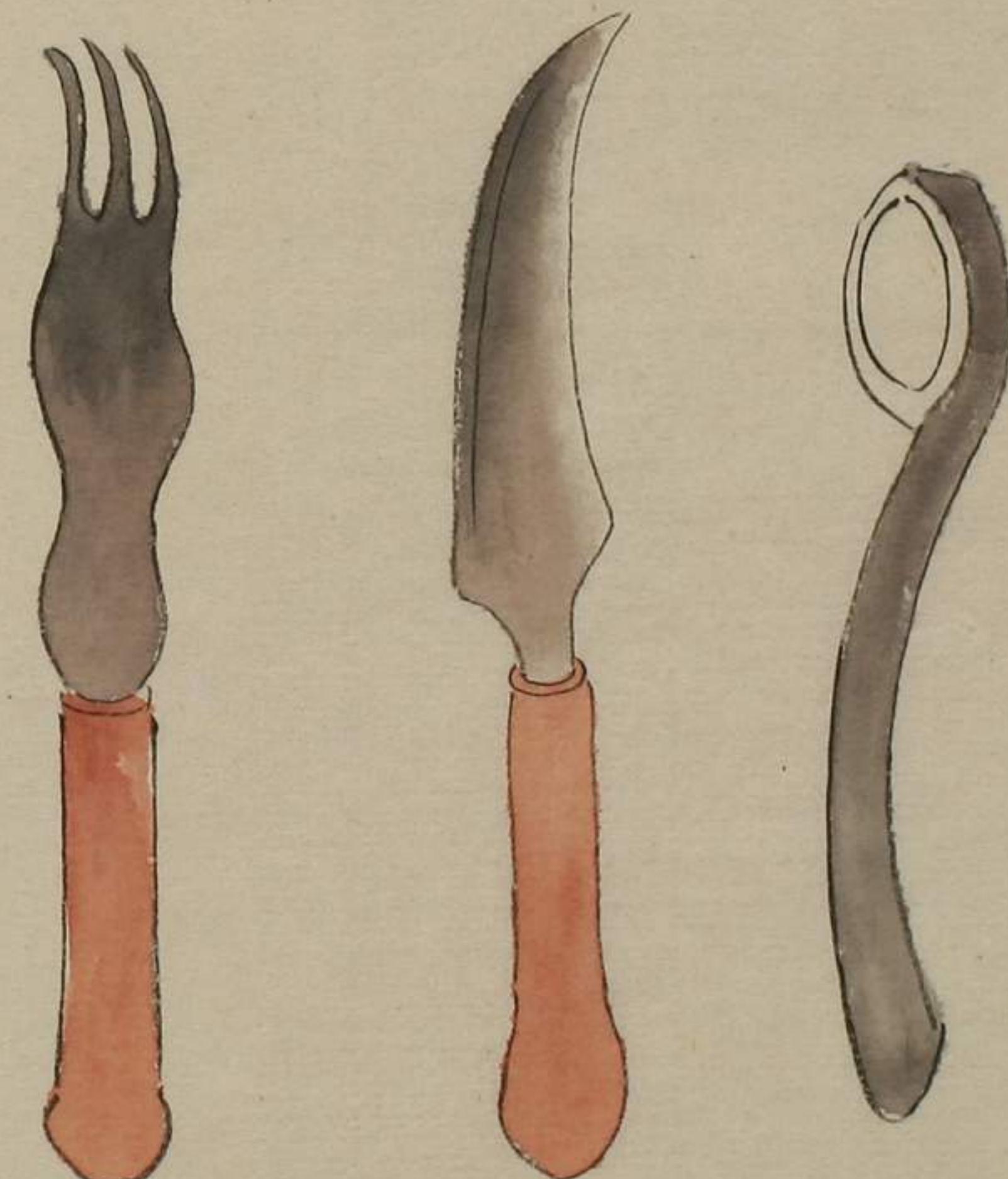


A watercolor painting of a red lantern. The lantern is depicted from a slightly elevated angle, showing its circular top and a textured, reddish-pink surface. The brushwork is visible, creating a soft, glowing effect. The background is plain white.

牛肉等下毛
牡 より全一夢
龍の國

魂を載せ、窓の内へ坐し、徒然の思

食盤三ツ道具



服飾第三

一衣服と官裳の尊卑は依て種類有事小大も
之を詳する事と浮城^{太陽記}官藏の物漂裳等洋
服中彼地に用ひ此後其系せし物を率て官服
也事在の如^シ之中彼國ニ跡^シ主と有其
其名^シ已物語^シも有持^シ事その之其用^シ其狀
と^シ其側^シ侍^シ其端^シ其のトロボカ^シ云
之錦入^シ等^シわ^シ皮裏^シ先^シ肉^シて^シ其^シ上^シ
ナリ^シ迦^シの詞^シ其^シ上^シセリト^シカ夏用^シ
等^シ衣^シ商^シ人^シ其^シ角^シハラーテ上^シ若^シボロケ^シ麻布
シタノイ^シシタノイ^シ彼引^シのト^シチユルケ^シ
ウサ^シ細^シキ^シ其^シ上^シ其^シ上^シ

サハキと云ふ物をなく先の皮スミテ造り多々鞞ツツ
て膝シラまで及ぶオルカイツサ 草スミテ作り多々
倍ポンカハ

ヘリチヤツカ夏用レヒタハシマキ夏用レ皮當卧道具
支蒲シラ草多々ナメシ革あり綿羊皮内シ鳥の小毛
を全く奪ひ毛厚の毛スミテ上高年年高の毛脱價高キタク
アト枕シ茵シの如きその形シ走又作シ蒲草シ内シ交
取狀シ似シ大小の毛列有述シ

枕蒲シラ草スミテ中シ下シ毛スミテ月毛スミテ入シ但羽莖
毛除き玄形シ皮枕皮蒲草シ毛スミテ四人者携
毛毛スミテ毛スミテ

墨の如シ

一シラツワ笠帽シラツワラツコの毛又兔の毛スミテ作シ型シ内シ
す毛スミテ物の如シ一被シ人毛スミテ作シ用シ世帽
家内並若経シ被シの用シ黑牛シカルトースシ首

毛スミテ毛スミテボロトシカ波武シ錦布シ

ウドシラツハシラツハシ和葉シ云

セーチカ蚊シ防シく為シ冠シ毛スミテ被シの地
面被シの如シ止シかシ篠シ作シ毛スミテ被シの地
山野路シ常シ被シ多シ被物シ冠シ毛スミテ凌シ毛スミテ
毛スミテ被シ三シの卷シ毛スミテ

オロシニア國昔時シの衣服シサラハシシ田舎シ毛スミ
多々被シ船シ五六十シ年の歸シ今シの用シ毛スミテ有
中奥シ室シの先帝國中シ衣服シ今シの用シ毛スミテ

ふ改革せよと云ふ襷被に或ハ帽子の綿襷よ海ヨシマツハ
多よりコージキモ毛皮を附ヨリキハ東シハ海小有海敷也

ヨリキハ
ヨリキハ

上等乃人ホフロウラツコの皮ヒをもく山度日本使節
レサニットの服の肩衣の左右肩あまき世綿の如シ
形として浪綿ヨシマツを以ヨリる物とスウイツタシタ
半袖の又肩ヨリ掛ハシケて漏綿ヨシマツの如き物をレニタと
云ふ是官位の記号として官の者も人ヒト皆用ヨリ
あり赤色と青色も有り帝王乃用ヨリ然シテ青色
あり仰ヨリ六人のセナシケシカケと云ふ大官の人青色を
用ヨリあり青色を用ヨリ帝王と有ヨリ七人色なり瓦腹
拂ハシケを大抵日本ヨリ有ヨリれ大冠ハシケを施す服色の美を官
爵ヨリの者も卑介ヨリ有ヨリ而シテ紗天織ヨシマツ織ヨシマツの農商工
卑ヨリ拂ハシケの者も衣服と綿服即ち若毛ヨリ事と得ヨリず先
者ヨリ本綿ヨシマツを産せば綿布ヨシマツを寄附ヨリすヨリす
とを綿布ヨシマツを多く唐山ヨリ交易ヨリし上等ヨリの人ヒトを
重ヨリの綿布ヨシマツと着ヨリて暖ヨリりの如シタ皮ヒを剥ハシケ
兔ヨリの皮ヒ鬼ヨリハオヨリ毛ヨリ肉ヨリ食ヨリ皮ヒ熱ヨリ下ヨリて捕ハシケ
カシケ止ヨリ白里シベリ地方ヨリの名産ヨリ先皮裏ヨリ寝上ヨリぬヨリ
物ヨリハイカル湖畔ヨリトレゴスヨリ皮ヒを破ハシケ金ヨリの獲ヨリ上ヨリと車ヨリ像ヨリ秀ヨリ
ヒルコ近ヨリ山ヨリテ澤ヨリ物ヨリ

垂る元を穿ち金銀玉石の珠を系よ背革ミミズクと尻元スカートよりあ
リテ高き首飾と中人ミツルヒトとまゆの輪を
用也

王官ムカシノウガン目見の帝國帝の上着アラタハタは藍アラタハタと云々青
色の羅ラナリ

彼圓拂アラタハタ人の服多くは此色也レタニヒ青色里アラタハタ銀絲シルク
板セナーツケ六人とも笠帽アラタハタに達り常人ミツルヒトとかき毛アラタハタ足是モ
炎官アラタハタの役拂アラタハタ由冠アラタハタと上面アラタハタと小里アラタハタ位アラタハタ従アラタハタ此等
金銀玉輪等アラタハタ西中アラタハタと立る鳥の相アラタハタも葉アラタハタと西亦
吉里深分アラタハタ根アラタハタも又アラタハタ凡官人アラタハタのレシタハ織アラタハタのふ
ニ赤色色アラタハタ有也

ズウイツダの服アラタハタの方は附添アラタハタスウイツダアラタハタと主使アラタハタ小進アラタハタ
手アラタハタ場アラタハタと用ひ有り又貴い未先用アラタハタ有官爵アラタハタ
ヨリモズウイツダギリ付アラタハタる人アラタハタレシタアラタハタと用ひ人アラタハタ
叔位卑アラタハタてす王アラタハタの助アラタハタのアラタハタ勧アラタハタ人アラタハタを促アラタハタても常く
近侍アラタハタも又アラタハタ人アラタハタの内アラタハタ御用アラタハタ官人アラタハタ墨縞アラタハタ眼アラタハタも又アラタハタとアラタハタレサ
ノツの鎧アラタハタ役アラタハタよ官人アラタハタ墨縞アラタハタ眼アラタハタも又アラタハタとアラタハタレサアラタハタ
皆スウイツダの服アラタハタと先づ端役人アラタハタから無アラタハタレサアラタハタ
長身アラタハタ御役人アラタハタと用ひスウイツダの新服肩アラタハタ
掛アラタハタレシタアラタハタ圆王アラタハタと端役人アラタハタから無アラタハタレサアラタハタ
衣服アラタハタの製度アラタハタ有アラタハタされハ深君アラタハタと小進アラタハタ一
十の二アラタハタ物體アラタハタの荒唐アラタハタ右の如アラタハタ般アラタハタ

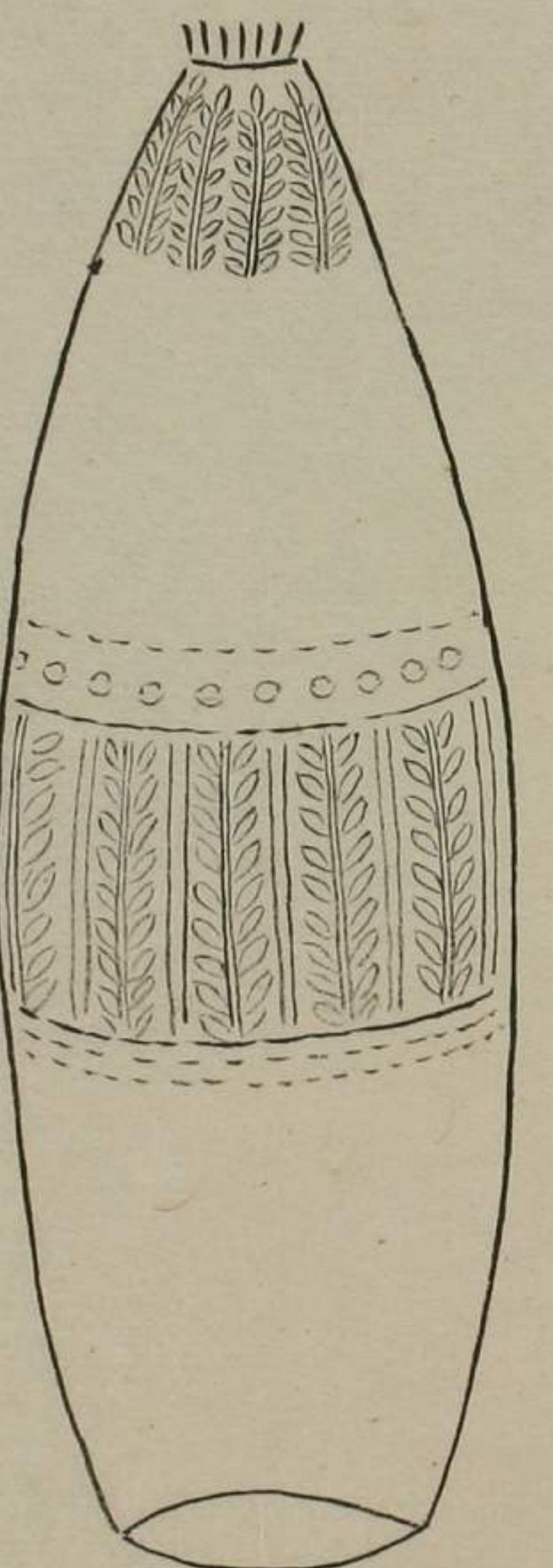
カリトース草帽子漂客帶來冠帽衣服之繪圖



カリバーカ

メリヤス頭巾

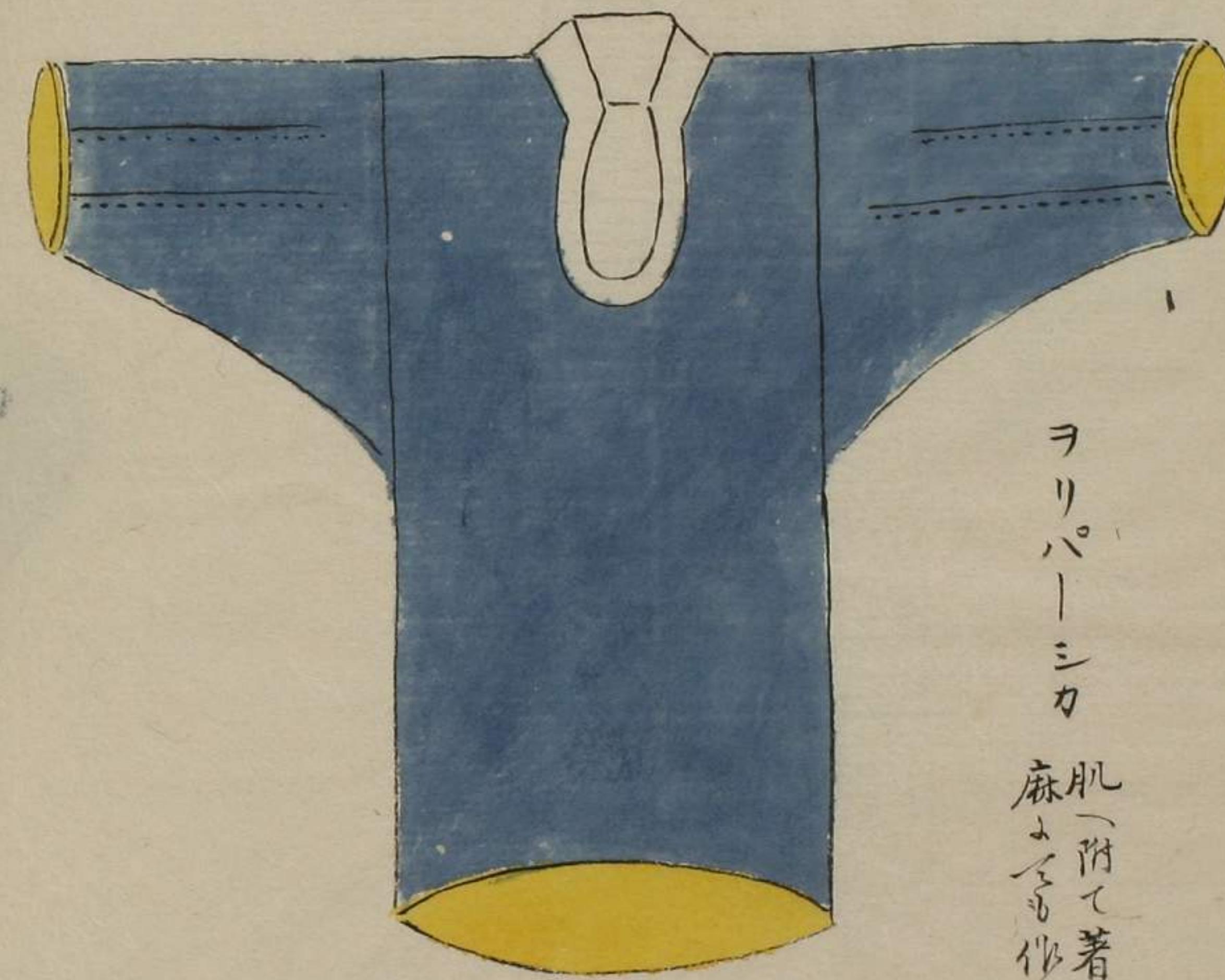
ウツ加すりやく細たる物也



此帽子在宿ノ時ハ男女共に冠ルヘ 床はと冠を被ふ和菴より
スラーブミニツツモテア睡帽ノ儀ナリ



背面

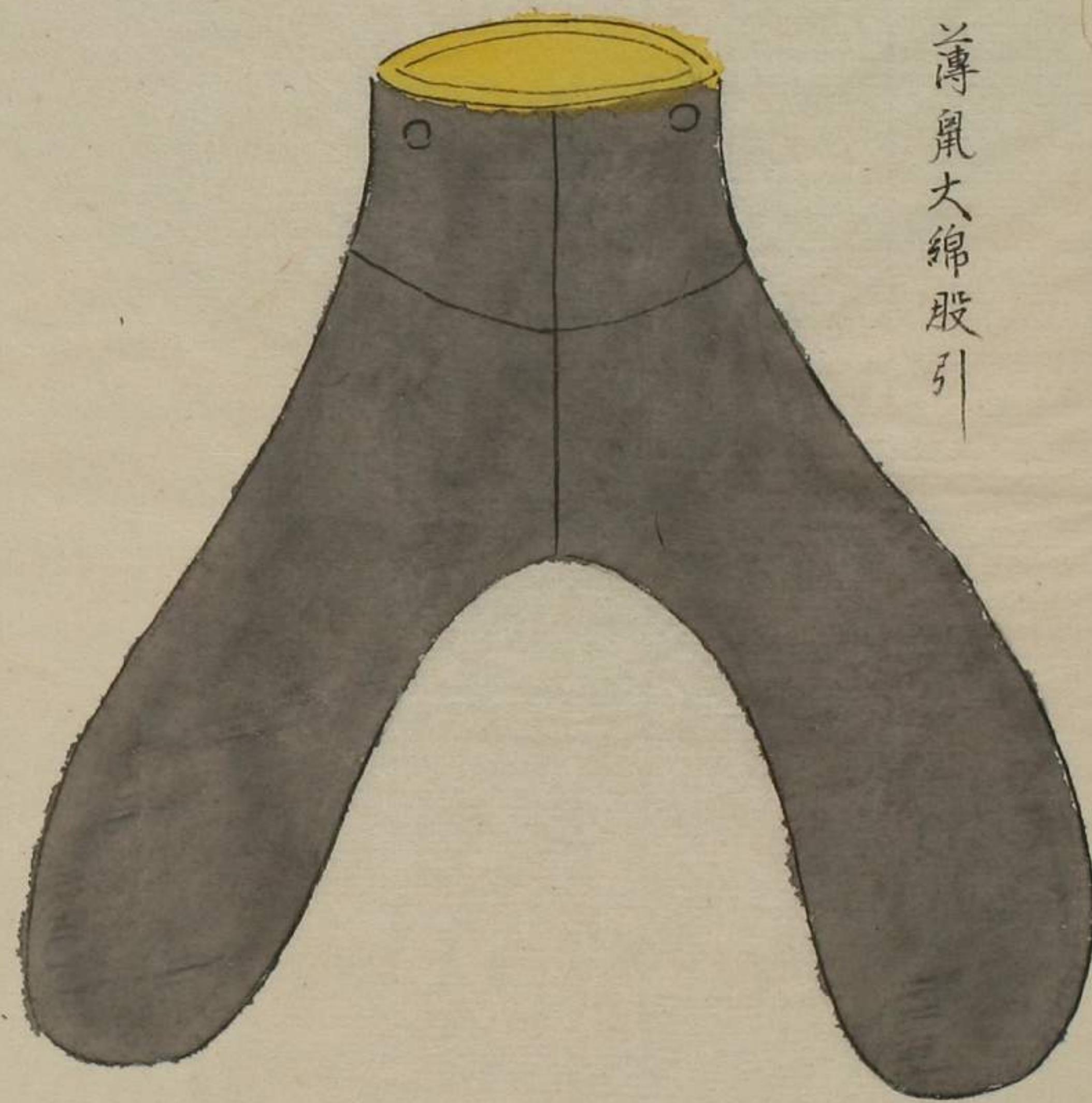


ヨリバニカ 肌附て著る襦半
麻よりも作る

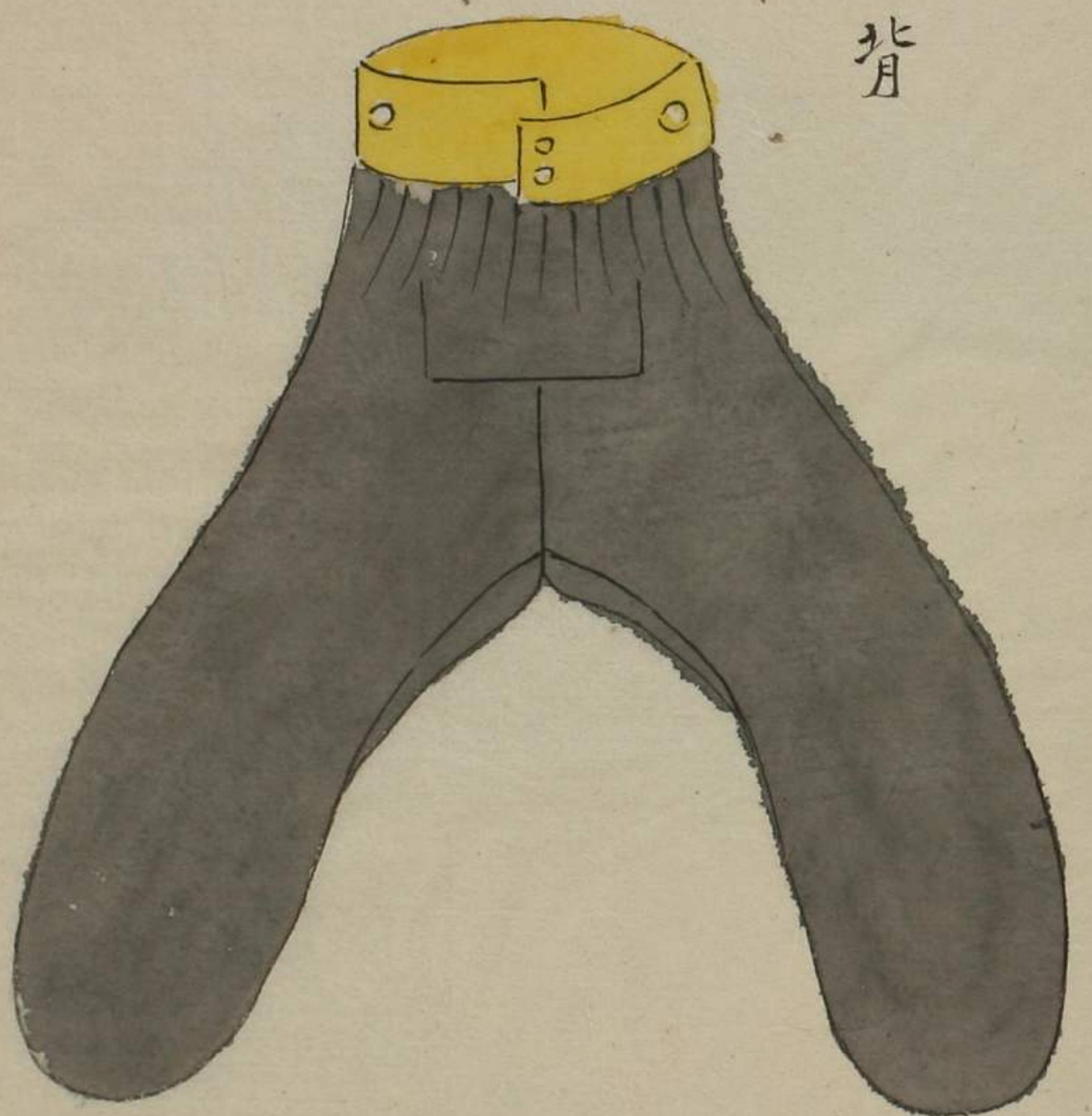
濃淡葱木綿襦半
草總色

二タノイ

薄鼠大綿股引



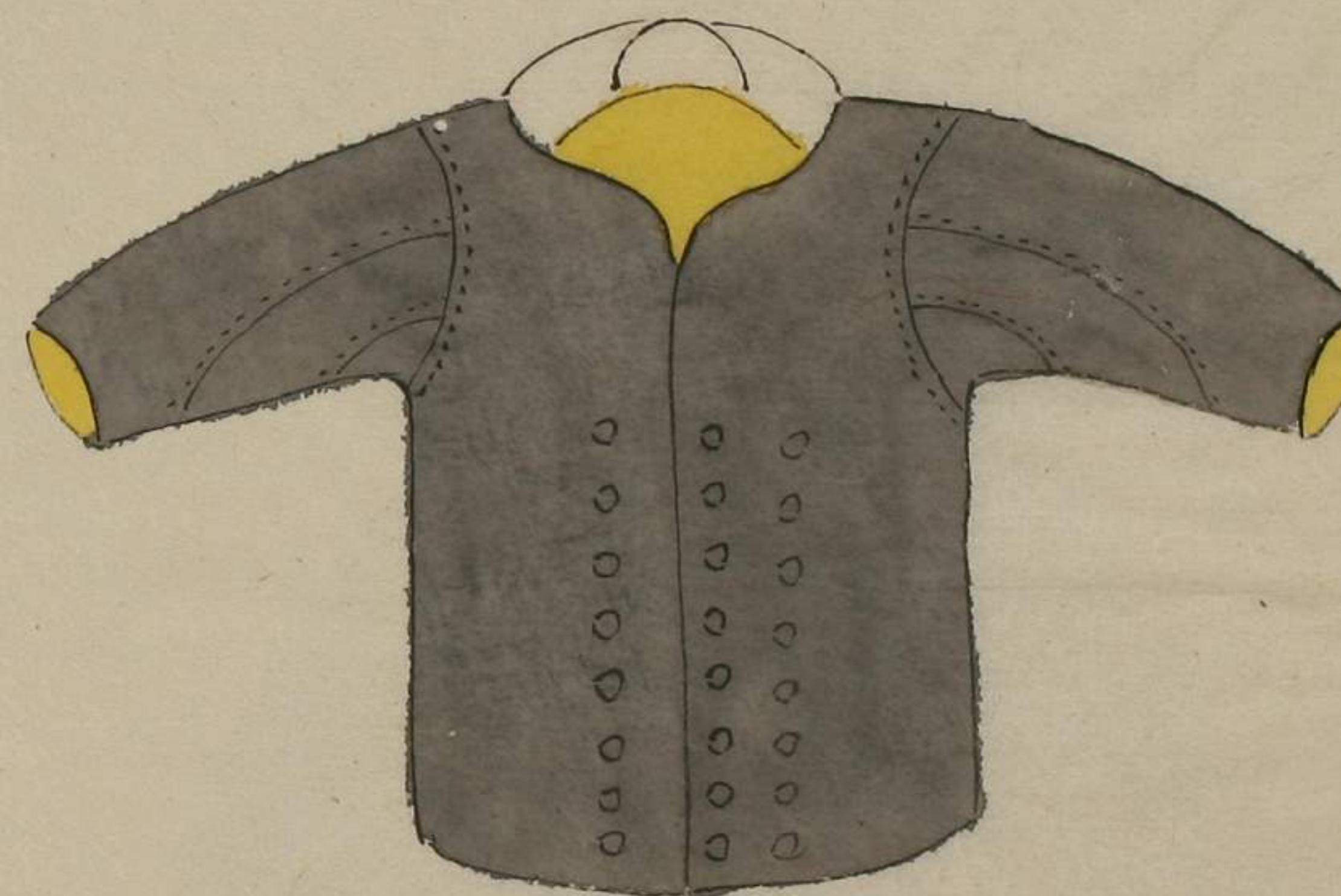
背





背面

ホタン白布ニテ包ム

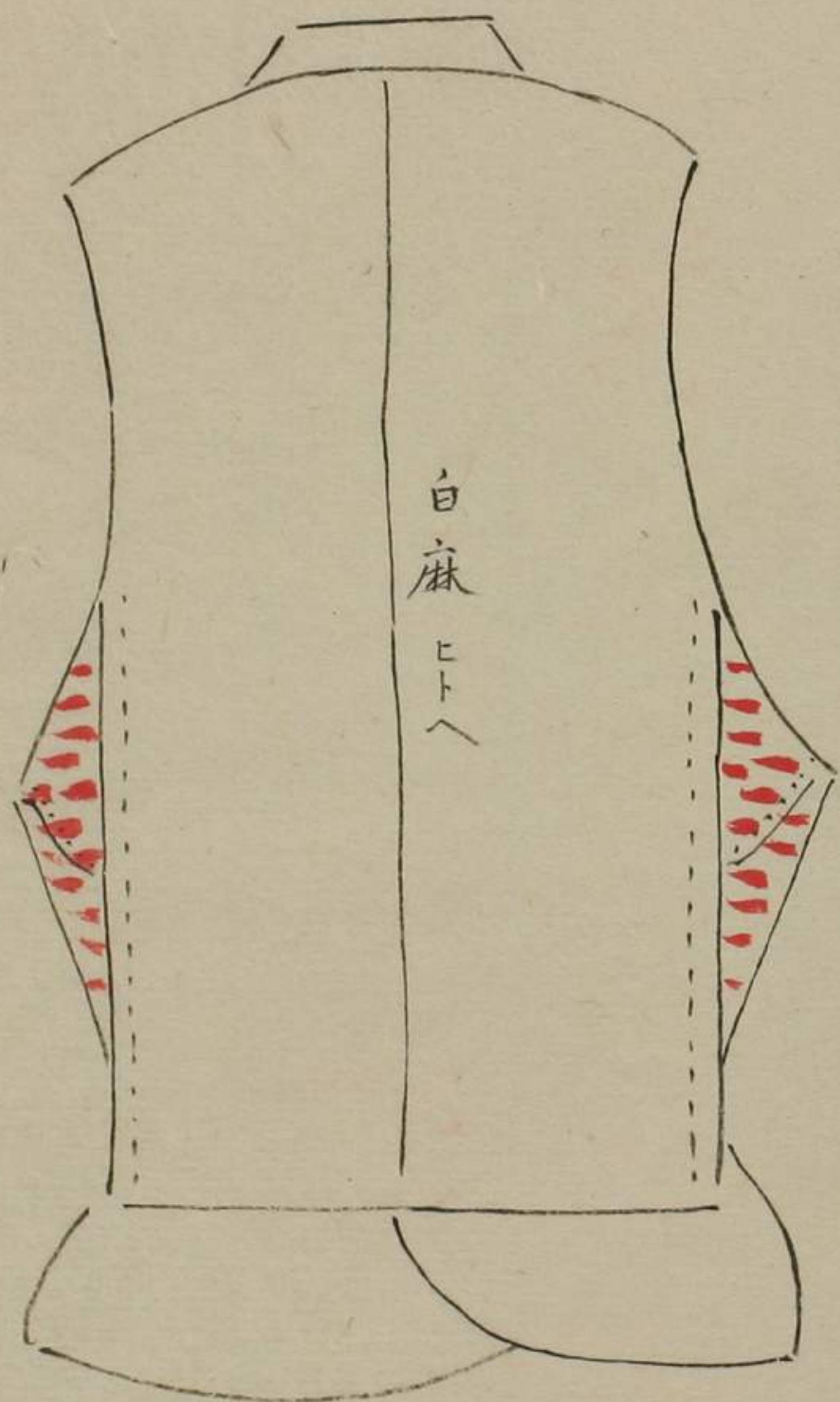


單色單

ガミニソ
ボーコリサトヌ
ホタンホヤカモ色

木綿胴着

背



フハイカ

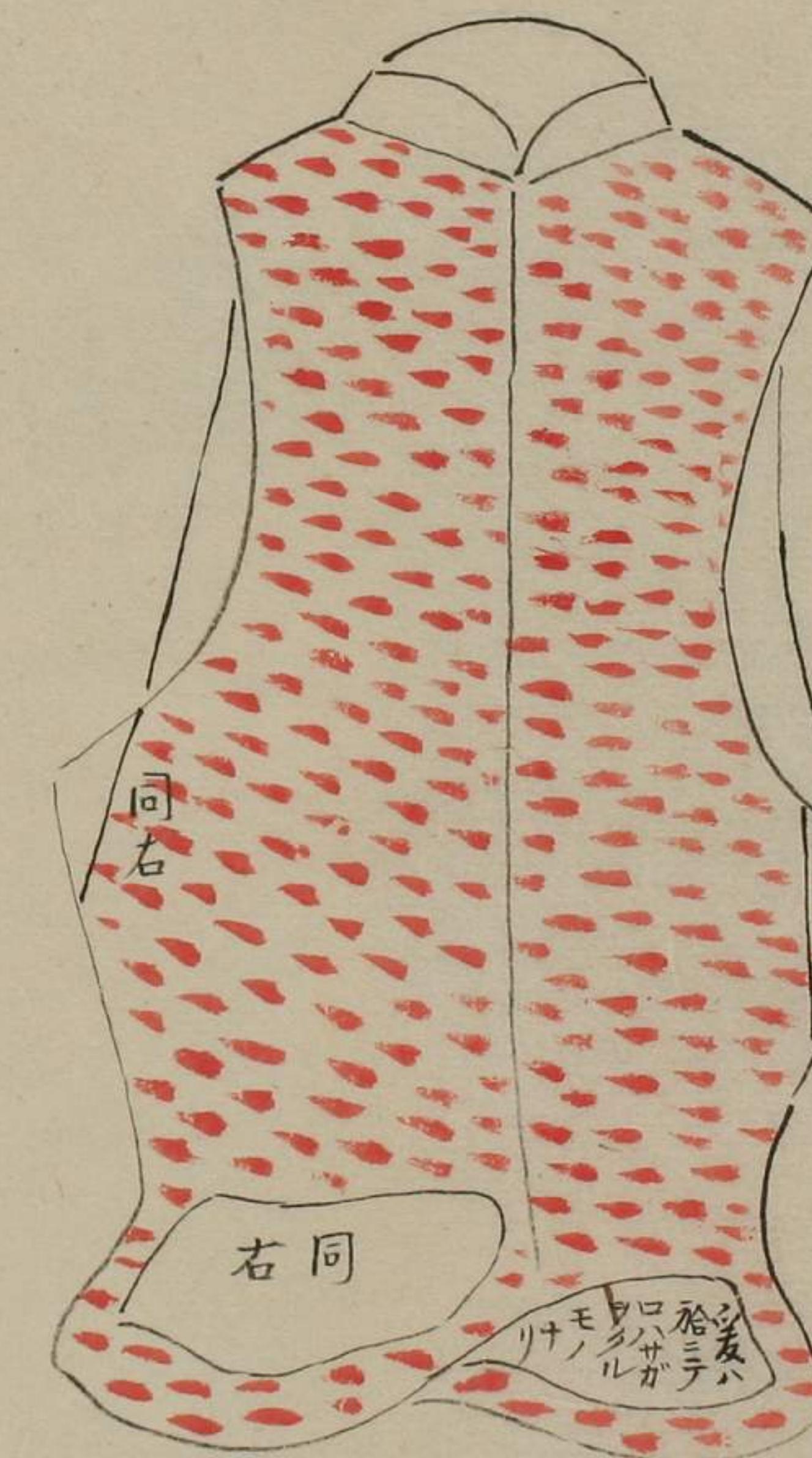
胴著

カシゾト同フノ仕立
サシ違アリ

表白ナリメニノ如キ物ニテ縮ミ正シク // 如此
白地取付胴著總白麻裏
但背白麻草

濃紫

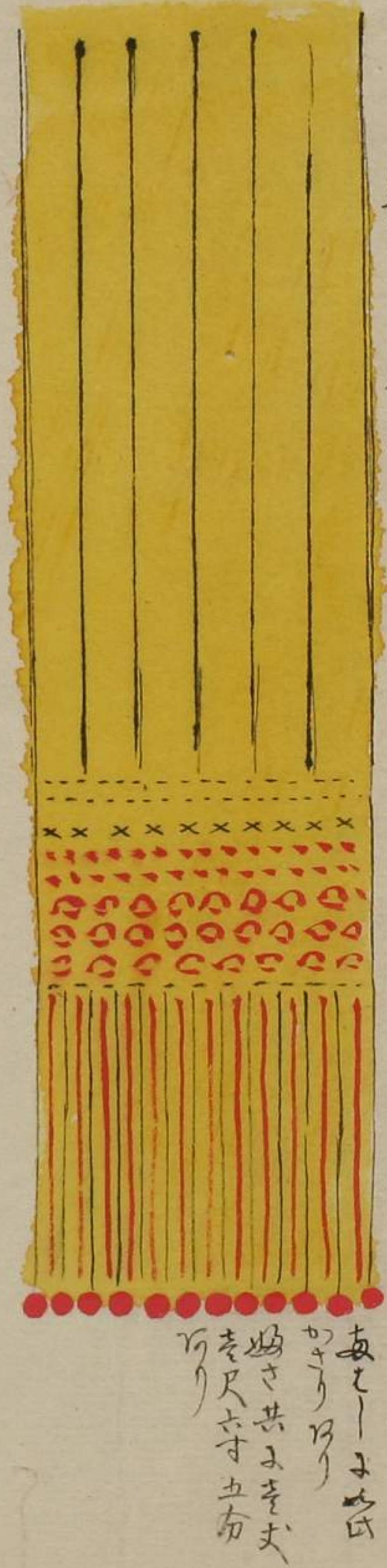
白淡紫
紫アリ
紋ニテ墨如



チヨロケ 白木傍足の紹りやを

チコレケイメリヤス 但ニシテ足ヨリ腰迄を名ふ物也上品ハ
革ニテ作りタル鞆サハキトエフ物ヲハメル

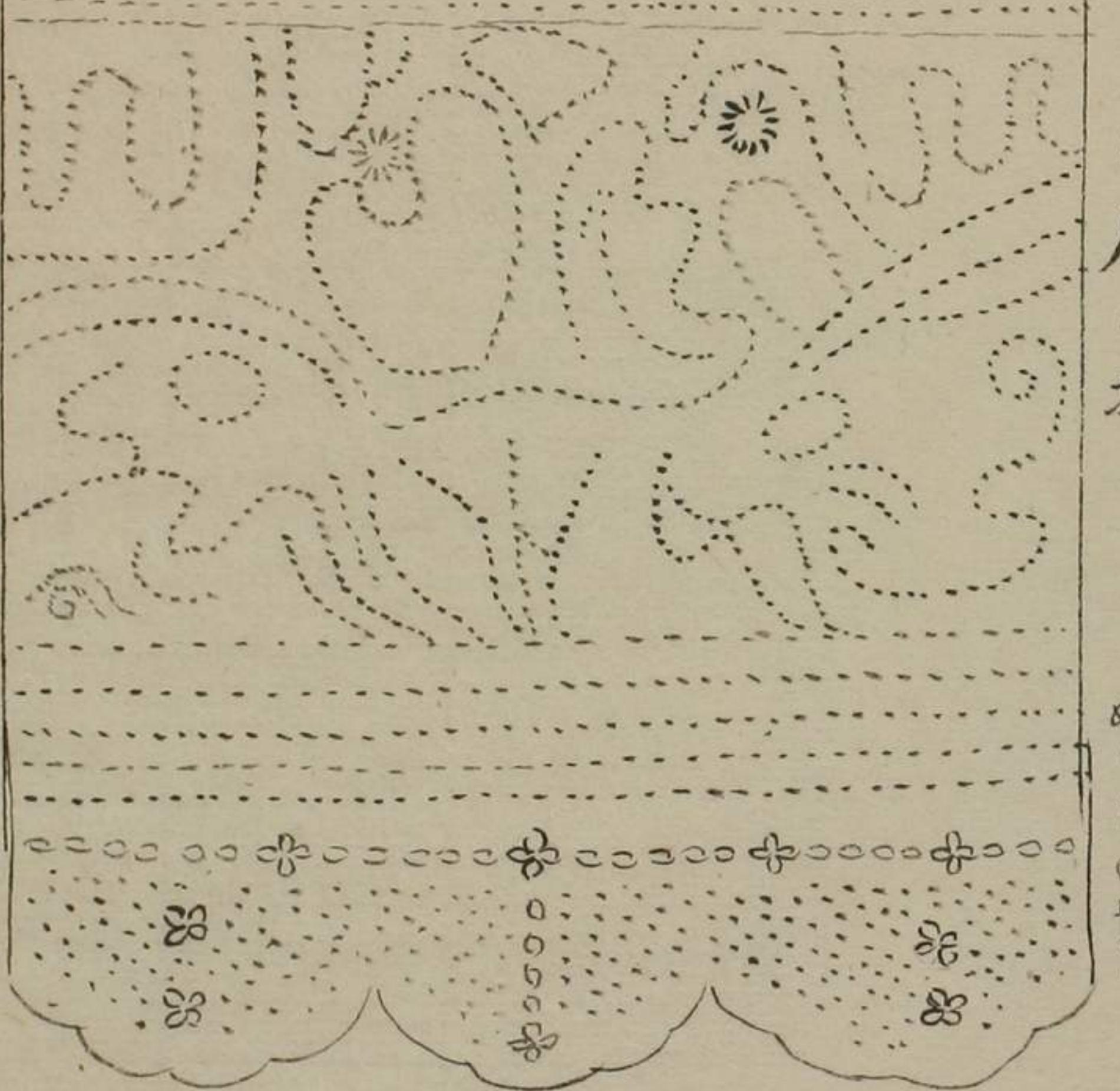
ミヤーガ 茶色木綿帶 田舎ニテセリト一カラ著多用
ヒダラトツタム 上を志免る

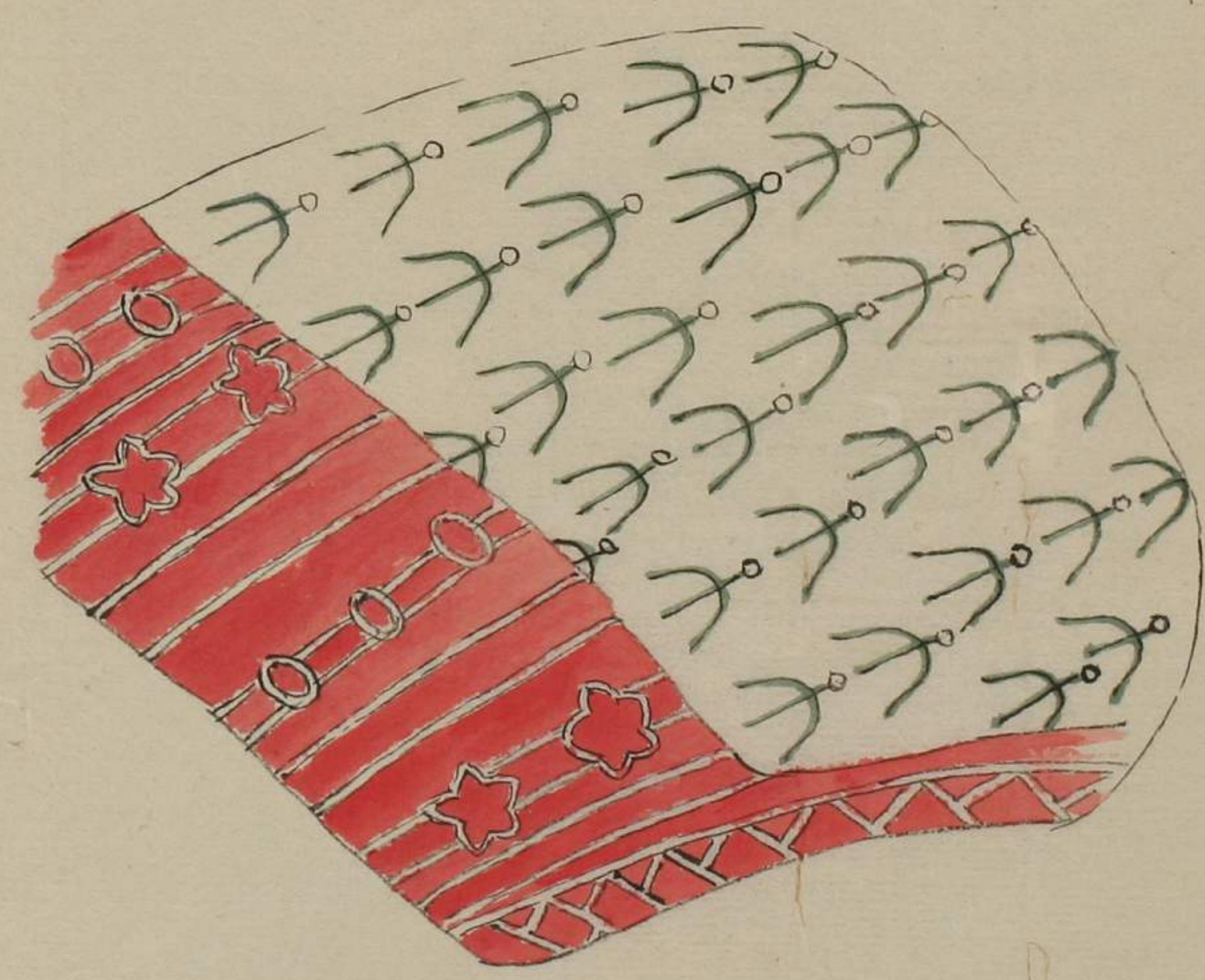


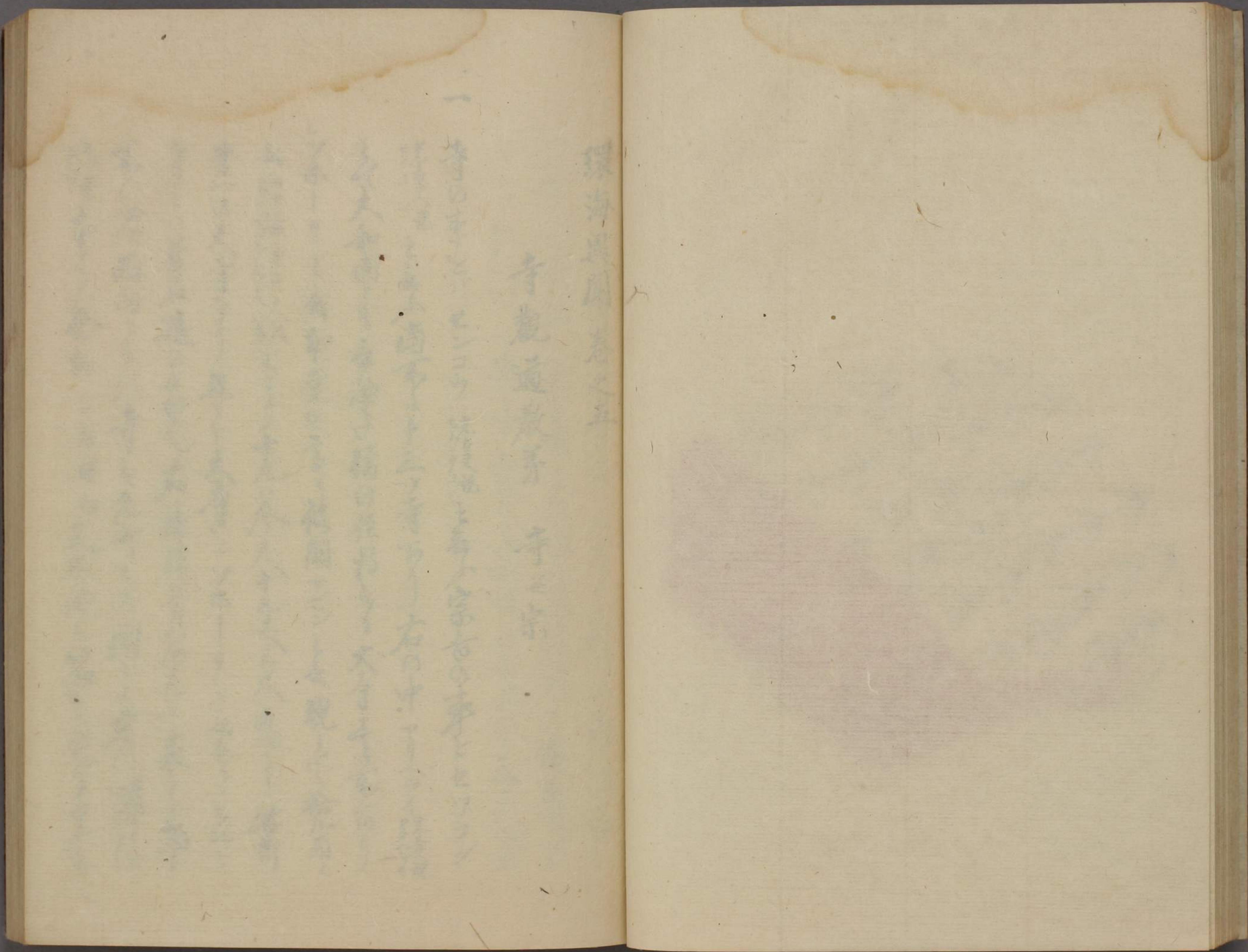
ホロケンツサ 白麻手拭

ものみ掛をきまと
ぬくとまり

ホロケイサ
長サ七尺五ア
幅を尺四寸







環海異聞 卷之五

寺觀道教并 寺并宗

一寺の本とセニコウ焼復院と云ふ宗者の本とセツコン
サギヤモ大和高トヨシテ十三ヶ寺アリ右の中アリライ多食院
と云ふ大和尚とも云應子僧の住持也。大寺寺主也。ソホーリと云布堂の高サレ被國サゼンと云観音て捨有と
云サゼン我邦の入法ナリ十九、今尺八十三丈三尺成。一佛
堂の大寺也。趙大寺とソホーリと云あうと云
キスハ塔石造の象へ大鐘樓有高も表字。尚
不、燐西向とちく。寺と瓦所この間も建川體の
物。本多金物。金銀薄物又木佛。蒲団金も多し。

有又色の佛像遍顯す作り縁火滿とあり色とある
も有佛事より獨處と並べ主外の佛具を有す
凡て皆す捨ニ寺の名と呼ぶて、セリヘンケチトヨリ

スツワーサー トロイツケレストウ

尤墓所ハ寺内ニ町より引放らるゝ不有リ此寺のモハ
墓不近き不有リ

寺とくを兼

別院

の妙の脇佛有りしキ其名貴く

ニコライ ムシヘイ バイトロ イワン スケス セシヨン

院

エコル院 オンテライ 院 コニキノ アダム ニヨートロ オレキ

サンタラ 院 の類色有り又女神の名ありと云ふとセ

マリア アケリナ ハテカイヤ マレウヤ 院 の類數名也

男女とし少姓佛神の名を諸の名稱の命く

命名の如くの名イワンニコライ 脇佛の名と有
新藏り被ふ首死きて後至屍より芒光の
復りゆる人拾歸人有モうち九人ハ別て脇

佛

今も寺に左尊の脇佛御子の先

高諸佛と

院

スヴィトイ チヨロウアカとス

院

花人と云ふ事一ツモ

花名有其所以之也

熱國中一家より別派有り但寺々大小有之町

禪りの擅不有リ

町の名もモ擅於寺の名と称別町

名もよきよくよくも

熱國中人生もかく至名と附を始めて支那の飯組

凡華素礼の事悉く寺の裁判に仰すなり和尚と
云ふ者も來人（アリヘライ）と亦（アリヘライ）其事（アリヘライ）但妙（アリヘライ）と云す
在アリヘライ大和尚の外ハ肉食妻常（アリヘライ）

肉食ハ牛羊豕等の事（アリヘライ）魚鳥の肉を角（アリヘライ）
肉方（アリヘライ）としてミテ精進（アリヘライ）

アリヘライを歓魚鳥の肉より食（アリヘライ）唯麦飯野菜色

形（アリヘライ）但牛乳を食（アリヘライ）

才口シニアリて牛乳を男女赤子（アリヘライ）時より用て
生育するが清潔も用事事と育ての教（アリヘライ）

詳（アリヘライ）

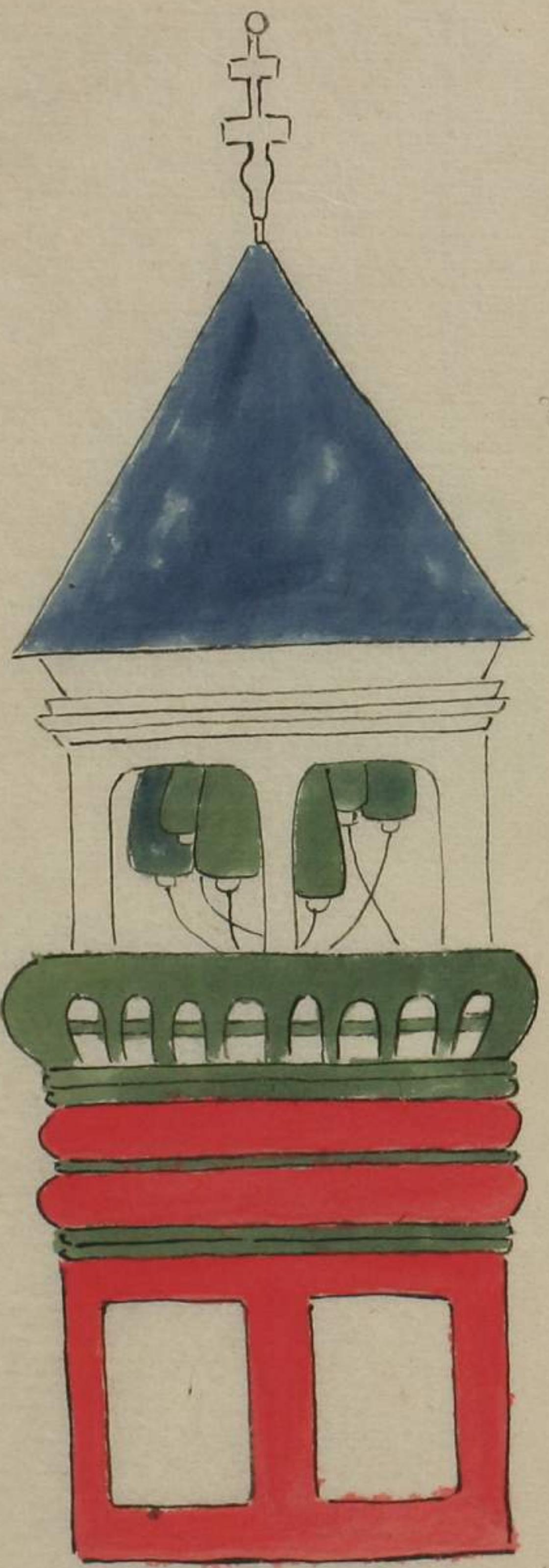
左清俗獨此取（アリヘライ）みる在蘭（アリヘライ）斯可無藏の人王命を立（アリヘライ）

叔子（アリヘライ）妻常服（アリヘライ）其必以實（アリヘライ）と謂（アリヘライ）能（アリヘライ）之（アリヘライ）矣
和尚（アリヘライ）至人物と呼（アリヘライ）實子（アリヘライ）才子（アリヘライ）又化の事
モ能（アリヘライ）す（アリヘライ）衣被（アリヘライ）内の方（アリヘライ）上衣（アリヘライ）も筒袖（アリヘライ）常余
智（アリヘライ）事（アリヘライ）ちきしれよん爲（アリヘライ）從（アリヘライ）不衣（アリヘライ）又神（アリヘライ）度（アリヘライ）物（アリヘライ）用
多（アリヘライ）と云（アリヘライ）能（アリヘライ）勸（アリヘライ）有布（アリヘライ）蠟燭（アリヘライ）と上衣（アリヘライ）並金玉細銀
と毛（アリヘライ）襪（アリヘライ）幢樓（アリヘライ）の上（アリヘライ）鐘（アリヘライ）を振（アリヘライ）及（アリヘライ）落樓（アリヘライ）の天井（アリヘライ）半
六丈高（アリヘライ）も有（アリヘライ）天井（アリヘライ）六丈高（アリヘライ）也（アリヘライ）七丈
又丸（アリヘライ）は（アリヘライ）有（アリヘライ）天井（アリヘライ）九丈高（アリヘライ）也（アリヘライ）七丈

彼地方の鐘（アリヘライ）大小とも内（アリヘライ）古（アリヘライ）有（アリヘライ）天井（アリヘライ）有（アリヘライ）天井（アリヘライ）也（アリヘライ）七丈
之古（アリヘライ）とエツキ（アリヘライ）と云（アリヘライ）也（アリヘライ）

至種の中の物事多矣而其之有主夫山巒
の絶を左木の手拂ふ者大漢の絶も是に拂ふ
足と胸と手と足の相子と手と足の相子
うる者とゆ一面向く者とゆ
バ大漢と別て人店と小漢二万と合て拂ふす
三度を山巒と拂ふた左骨は續經始二度の
経りある處を山巒と名づけて山巒の前とす
胡勒旅とよとく曉の音と覺度せ
傍体ともよ想ふ佛神と名じよ右の天拂ふし
東中筋の三才の生と物をほほひがせく 今を
先觸よちて次復かひまつ左右の肩よひを承
承傳自ら十文字形相をもつて是が拂ふと食を

毎日怠慢有り



と降りしと曰く來とすの後は總て文ハ物と云ひ一向
一章をす交りしれども方より去アミダツと常ニ嘗て
詠す彼方者の人を無事ゴスホセニオミナヨトテ言葉唱
え主文詠タオス。オニボーミーレーイと唱トテ其說西言
ナリテ也。乞ハ諸人も胡善丸附の時、常々云ナリ
一櫛トのもの寺ト第諸寺中、三脣の勧善時胡め
テモ喰ゆてす。行之端を名と換るやうも多の左右
ノ有照佛の報答の因モ自らの信一毛じ下と
考ヘリ至勸ち原叶刻不。行取リ。緑坦の定の者
引通すと甚少の半も。謹注あリ限をきして行之
一途中より和尚ト。互に交ひれ。まくゆく事とゆて
和尚のゆきとよし和尚何う囁き事ありて自らのゆきと



至人との上のものをあらうモノ、郎ち和尚のとふ己口を
はづか仕事して通じてはまること

寺院内外と圖説

寺院へ送り薬庵へ石屋船へ其經營せし内中の種
類漂岩より物語りとぞう並行として下れ
家藏和菴洞板画は歐羅巴地方の寺塔寫せる者
幾ひれども先と並んで大凡ハ瓜屋乃く歌
三字の体と其源流の中と並異へ圖を以て之を支
たのや先ラロシイアの寺院と眞字と所物す
と之と並め他地方法子製造は大畧と被ふ是の海
一毎月一七日完玉日の名七ツ宋と有八日先よし又至終
加フシシモト日め切先よし日ハモニモ良也ヒルヒリと清毛
萬年車輪すあら相の移進も是月六四度をア先小
出日正御の因と並び一無鳥の肉野菜と蘿にま
録をかく食全事と一七四の初日の名とオキキセニヤ
と云ふあ詳矣

一死者をうそ一七日之内棺拂ひ家にて寺より雜借
ともえづべき者とそ扇よ始キ禮便すすもの
一貰と立蘇き川と イヌスリと云々其元日を立蘇日
家藏有二〇〇七〇四年九月の名と圓中の寺宿トテ
精進潔身と本其平賀限す初の日より七日の方々圓
中大吉禮と前中旬も先とケレストゼンと云ふ事
男女旅の堅みて向車とすせば往來の人々へお互
よ深之印と取當もと是ハ印の蓋の内に蓋ふと蓋

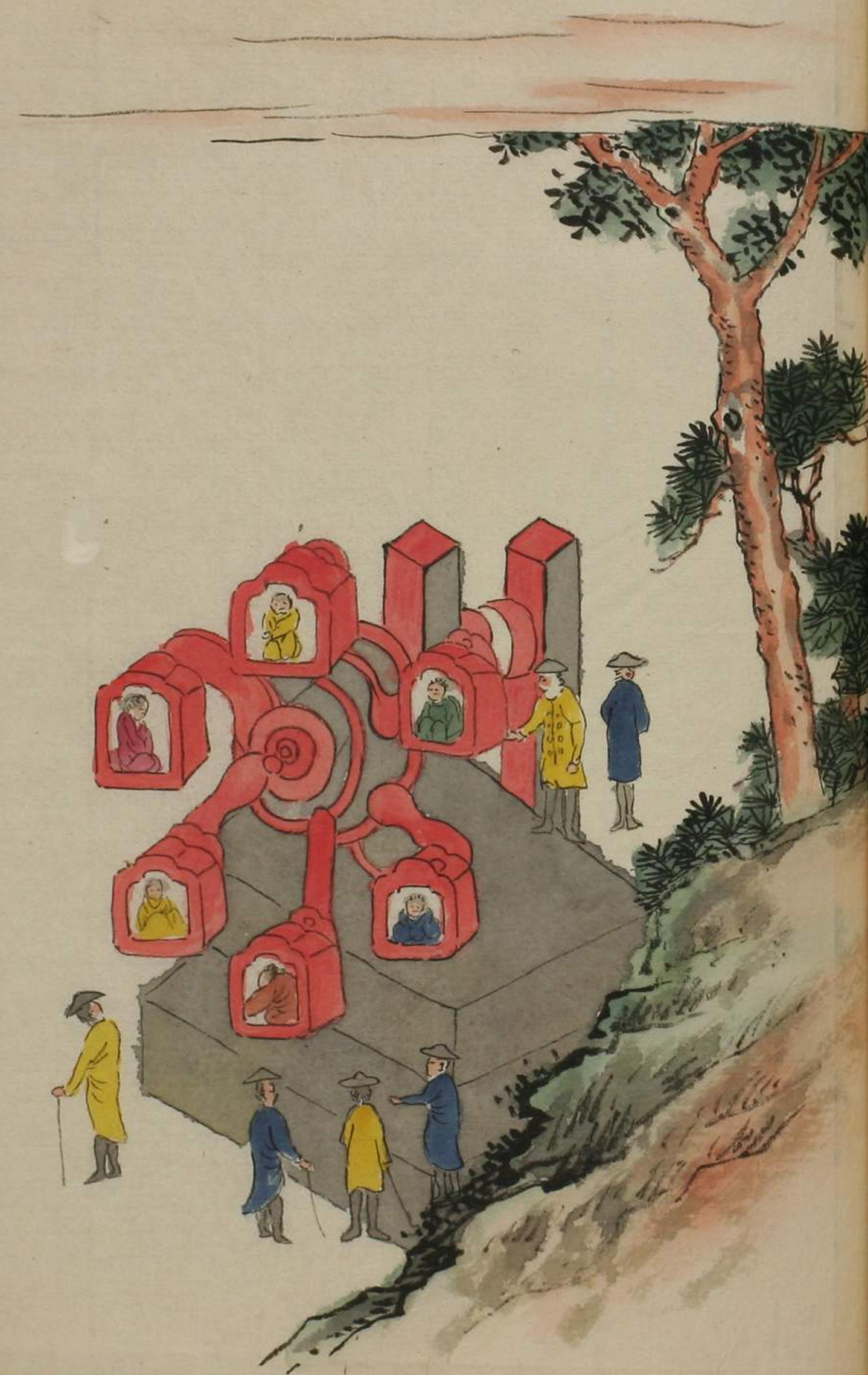


きりて多とばやむ物あり彼方より印を拂ケリストスオスケ
ーストニテムニサセヨリ、イスケンキスケニースと云ふ又印
をを互に口と口と合せ世の辯持よと所事也て有て
も絶の塵也てあり但同宗者の外の者歴史と有
半形イ先日宗古事記也折立約とゆゑもあ
ケリストセン有す佛祖の再活蘊也と云ふとモ
左の途アシテ申セしも之をアヒニ佛祖の
靈廟日暮有事と云ふ事と氣味と有接枝の方も御
少自然よあると云ひのまゝと云ふ本物の因ま
うを疊を打つて事絶有り内下人の物もす
少無事あり王都よりと云ひ五臺山式造
乃ち支と叫す及西ノ田舎より來の三石不^可石物



板の車を走あり、も曳きて罪人を免れて牢と
ゆすくは罪人等の人を載て其車と併せて人
よせをあす人、家を解いて凶物一車に之車より
車を自ら擲むを主の戯色／＼價を罪人等と
ともを免めものどもよ施の為且人を翻毛し
の一つともある極也其薄廻す車の本よ大勢
いれても乞とまもすか無し人、而度して翻轉ヒツカタリ
せざる仕形の物也

轉車之中、全臺て施將焉、戲圖

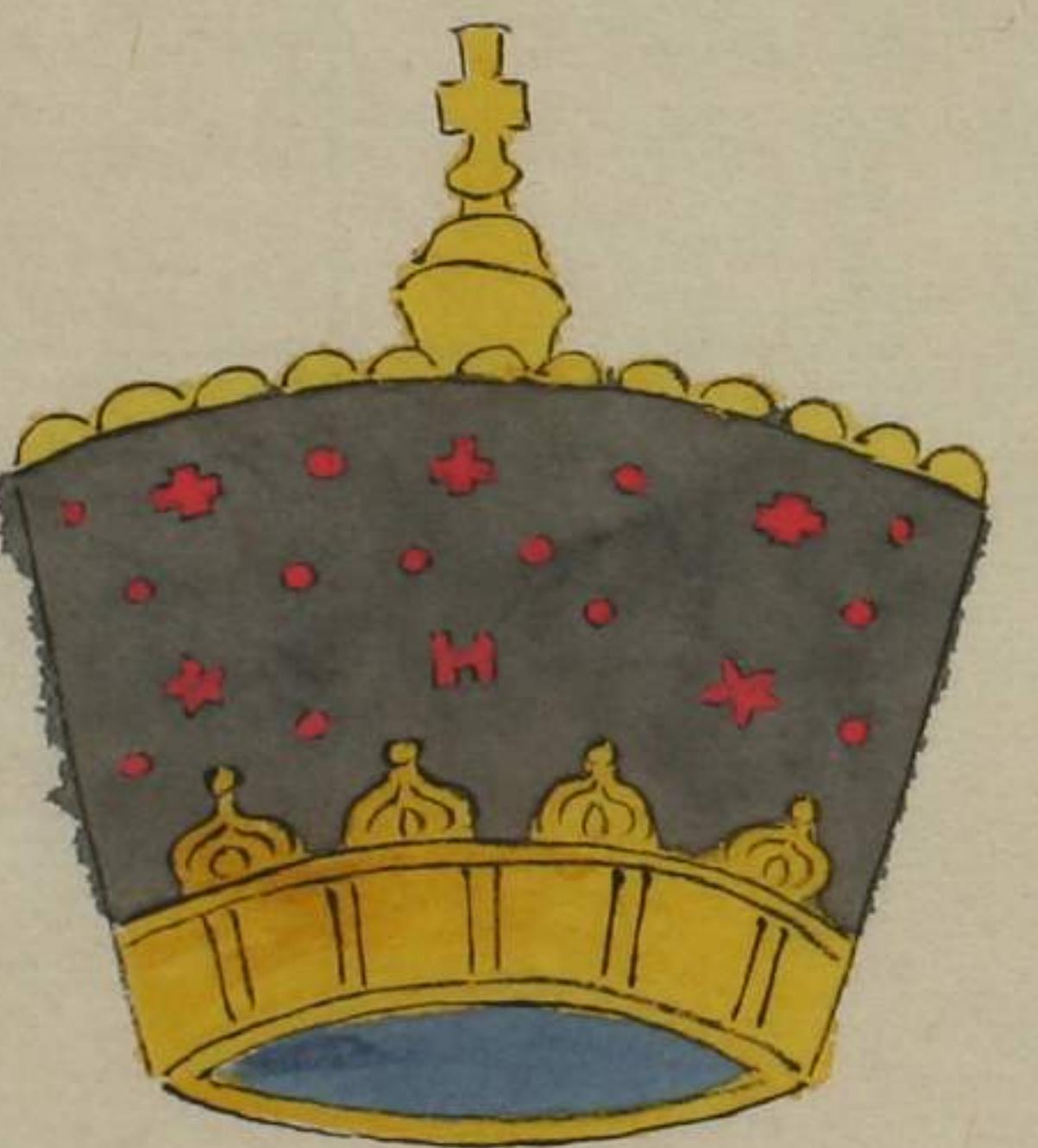


御名の日大和尚を御て花轎あり。裝束を着て圓王より
恩賜の冠帽を戴き勳級と形もあり。至る所服御
て至る。且御多事の所の諸式有事と云ふ事の
別風として人云く「先」と名す。故名て云ま
鐘を形ひとある。又事は本堂より列西東に御す
御禮例年一月一奉り。又御事は本堂より御す
の如きは佛祖弘法大師の法事也。是が事は本堂より
御事も御事也。事也。

一時種とすす寺或寺有り。豆籠とよま。其解
ありて時の中とチヤースセキテ。曉教六門時之
主席とセウヒツ席とハツカツナラ。界と十丈柱と土丸席
日中と十二時とす。またトハ九時半と。後アハナモアハ

アリヘイ

大和尚 帝より賜る冠帽之図
上頭が金十字形帽の上面金銀珠玉ヲ鑄ム



車を三ツトキニセキ五時二教セテ終ルモヘ
事車を通リ無事セリ初爻ハツニ更事車ヨトアリ
終タナモモトニツニツヒの次事ヨモクセモアリ五教
の順也トスモ夜の既ニ一院セラト前モ松合
二十に時形シ

伏瀧の堂上屬小大時半有リ是モ全セリ
降陸をあくすミシモ日時半セリ
役者ヨリ多本アリ又市中商店の前ニキム
スノンニ降陸と見ふ今此が無能也シ邊子
事形シ

曉中
六ツセストイセツセツモイハツオミモイ九ツセリトイ十セシヤトイ
トオジンナツサイ十二シユアサウサイツヘルヲチヤースニトウチヤース
三ツテレキース四ツチャテーニキース五ツヒヤーナチヤース六ツセストイ
チャースチャース時ときニ車タリ左下十二迄ニ教ニ教詔
時の上にモヨリ所左の知ニ教詔の詔本詔モ裁

一 産育及赤子命名五

一 産婦育子並初生名モナリ車

一 児て婦人出産ヨリ後昂口より二生出生セ抱キテ一七
日之内ハ朝夕兩度入湯セ浴湯セモニシテ腰家等
新舊合す

一 楊子不世一事多奇怪所當モアリ猶先
を詰向セラムお遠あし彼國令稱の楊子
大いよ足あらニ因候狀甚が人の事性也遠

ト産婦も初生も延年も本也那
まことを後先を支々述べて山事と同生也
甚く少審へ承被國洋浦の口是故不子セバ
彼北の風呂原、布麻をモ取シテ別居事
の如ク、産後七日之内、彼風呂前、別居事
もみもおもひ、老をえて風呂入多リと
主ひてより上人ハ風呂入産後事有リ事形
とアリ事實也と知ル也

一産後事板方外、ト車ナリ上等の人、少くも
少ぬ者や、或は一年通詞トヨロコノ所は車也セ
一月宿の妻由産者有リとそよナ地、檜波とも
少くても者有産也屋、モイラハ洗糞上、車は物、牛絹上、何を食
形、坐學坐りて産つ、モイラヒテ之を車ナリ
モイラハ洗糞上、車は物、牛絹上、何を食
堅毛綿の如ク、極く多く物取リ紫地無きあり
爲ふ車也、車も其車、五日の後又車也、人をサボ
ミタスもの也那

極く車臉も、ト車名サボ、俗名ニヤキ
トシテ先産道、滑脱を附シ高シテ
医者も御手も、償金の車也用ひトシテ車也、シヤキ
幸キトモ、時支トヨロコフ、肩も掛、座席也、何十度
トシテ車也、トシテ車也、幸リテ、車也、車也、車也、
車也、ハ右も立て、如ク、産婦坐車と抱きて、入湯を候
障も車形、車子トモ熱、勝き者の妻女産後事も

かく金牛乳の世話をす

一支産婦と之を奉取る。但婦人七日之内に止

寺へ以てとどけらる。

一產婦其の自然の乳汁特によく飲ましを願ふ
ト牛乳を小児は吸うとも重の家は牛と高い事を
て至乳汁を考ふ事ばくも用内又自家の畜生
者と賣物を求む事多く方より屠牛の乳の
乳をれす事多く至後もやうし先と小児の口へ食せ
たりある牛乳は口へづり及て生牛牛の皮
ねてきまほ小吸を冷へあらわに口へをとく呑す
けり。思の常便あく牛乳只ふわざる財糧と
母乳をもほくもどり能をりやす。母乳すら小児がめ
居る事と云ふ

極めて山育子乳陣の法を疑ひ。元婦人會と
生の乳汁が自生の過程當れといへず
曰く。皆造化の所為。にて偶々乳汁出
無事。婦女と牛乳をも何事す。要はと
養生育生。才ロニアの婦人をとて
乳汁出を養す。是を存意。又の如く
之を補潔客等が再向むる風土の美を
不取ふやかに事。多きよととよ。追ひも
他不夫理有る事。或と云ふ。後貨農令
を厚く。丙寅年三月牛乳の和菴人也

対詫の席に十年と質問せしも掌自然よ乳を
タリ墨と育むる事無告物主の作為する不
婦人凡て子と産く。乳汁ある事の理有り
て主婦は俗ニ多病。めどきしこの是旨て
是も乳母を附て養育ある事多々と大笑

セリ曰一歐運已開の方より止向里の邊のミ

ナシナシモ生産。ちやうじも産し止向里ハ垂乳男妻

改羅已開ナラヨニア 植ノ人ナラ或曰始產婦も娩後生小

入浴ある俗ある故寢和小血行ア乳行ア

度を失ひそ彼婦人ち皆乳汁おまゆもおま

やと云ア爲も銀ア一如く產後吉ミク

風呂入浴す奇有ア先宗解ト御車より生す

諸國生車く、固ナリ第一やまと支那ア

光玄丈ハ王帝も暫く車用セー者われト

猶少礼も。少不於ア二事。銀ア有シ少

石子ビトハ生際衣の出替モト便を認

自之

一
一族絶四中一家の者也。出生らき六男女と半少モ尙
其名と令まき而シ禮那音ナシテ乞ひまも宣モ申
ヘ寺系極アモ有布手の服佛とも云々無事
遍歎より其本の佛名を詔シ。名既に附シ七夜
オノ寔無く伝作。自トモシ少の佛の総志の
日を考へ第四ノモ寺に連亦も制限も主勅の
方略と並シ。也が義父と相成り育なす時

至実親丈歸し身属ゆく行へ和尚出向ひ佛事
も亦唐洞とて桶の長綱きと多羅の物小冷ひと
源主あ方と限ひ先を以て立教至南は少見と解して
の少見の真耳名と物と略さざロハシモトヨリモ
水と投へ志と取よる母親とすたゞ人向き本錦
と用意し即而度よもよ包む先とす親が極度
物かく産氣根とりと持よ乃と被包多る
里とモ父と有りてま人丈布と抱へ和尚主日の
縁忌よりなり。佛の遍歴を携へあり。佛像
のよのあに兜の口と舟とぞね。舟を方ちとぞ
後萬て仰げたるケレスと云ふ。あら定則あり。とぞ
物と少見のあつて樹あり。先と定則あり。とぞ
佛のすみどり名とぞはとぞ。玉室より出
ゆるなり。す口ふやく。佛ニコライ形もとが先と名ひ
け或え今生きもゆゑ。如く頭を清めし中和萬中りえ
トタ。イチと云ふ事と。如く。又バイトロヒニ
トタ。即今板。レニコライと名ひ。ばしニコライ。伏トロ
紫毫を拂。拂。左之。右之。如く。姓。父祖の姓
も用ひ。即今コロデゲリと云ふ姓。あれ。ニコライ。ハイトロ
コロテケンと連する。一家も。佛の先列あり。
上を天子。も。庶民。附の。が。まわ。君を。又の
れば。佛名を名ひ。所。附の。が。まわ。君を。又の

多成時もと近所へおまわと用ひ事より義父より
うづまき大人まで世家の者世家門へあつ
時も世間と用ひ事より而て改名を但大人は不
寺山有合の俗稱とせられ、中印桶新く
うふ造り。石版も御印と云ふ用意
一あくさんて義父ハ別に子と能古あり
此色の玉と毛送了一事なり

一小児を多く畜生を以て奉事する物へのまゝ養育を受ける
を急きあらずと化すよる事。裁中と前
鳥の鳥窩の始^フして袋の松^{マツ}を十枚くまし
垂^シるぬに端^ハ一絆^ハと付^スはる。小児を入^ルと
上^ル小物を以^フ小児^ハ足^ミと手^ミと頭^ミと足^ミと頭^ミ
と手^ミと足^ミと頭^ミと足^ミと手^ミと頭^ミと足^ミと頭^ミ
主^ム右^ハ如^ク片^ハ毛^ミ折^ハ指^ハ筋^ミを
立^ムの所^ハあらゆる物^ハ毛^ミを考^ハ牛乳^ハ進^ハて
富家^ハ乳^ミと抱^ハ牛乳^ミと乳^ミの為^ハ牛乳^ハ
小児^ハ取^ハの守^ムま處^ハ年頃^ハかと^ハ物^ハ都^ミと
自^ム實^ムある物^ハ擇^ハ世^ハ年^ミと^ハ小児^ニ便^ハの立^ム
且^ハ包^ハ一切の巻^ハ又時^ハ湯^ミ酒^ミ折^ハ牛乳^ミ
進^ハ毛^ミと抱^ハ牛乳^ミと乳^ミ一切育^ハかとの
更^ハお腹^ハ居^ムと^ハ毛^ミ事^ハ年^ミ第一育^ハかとの
林^ハより^ハ事^ハ年^ミ事^ハ年^ミ母^ハ毛^ミの己^ハ母^ハ
業^ハち^ム育^ハ年^ミ育^ハ年^ミ自^ムの^ハ母^ハ毛^ミの己^ハ母^ハ

了り事々あつて、無窮のやうのあはれをもつてゐる。而して
帰らむと、是と入室しぬまゝを勧め、小児と云ふ。一癡
セ取て、あはれとハは葉をす。居まつて、但は別
を考へ、牛乳とあはれ、モ一嘗ぬ也。語へ牛乳
急よろづか食ひ時と、自らのあはれ乳を瓶へて摺
あり、二度見だす。テアリ、育て六七歳
うちも、かうそ、又再の侍。モ、五代別帝君より至く
那

擇は右は載る小兒と養育と所蓄の如き、筆以づき
の圖す。有物と和萬とす有ナウイータと名
前と有禮の和萬人娶川と竹田工江と
水と有持常と云ふ。三子の男と云う事ある
事本と是葉蘿等と修了仙翁の氏名あり
イワミ又エニメを喰ひ、伊勢もとオサカケア
近在と云ふ。フゴと云ふ。由主殿高との方云云
ト。魯西亞の事と云ふ。不詳。唐山と云
搖車 摆籃 児版等、名アリ明ノ单字菊
ノ坡叢語曰古人製ス小兒睡車曰搖車、
文集兒版、詩註、小兒生テ在襁褓中令
卧ス版上、寢束其兩臂ヲ倚籬廬壁ノ間
啼ケ則搖之、從居テ則懸シ、駝裝之復

婚禮卷六

一 婚姻の事とスソツバと云ふ。般縁組の定も寺とて極て之因より婚姻約立と云ふ。縁談也。

怪きことより兄弟は誰ぞお母子縁女と云ふ。女は夫より夫より中より以上と人書を有す事と云ひ也。

内縁組にて後日銀色の萬寺に入主婿方の窓裏類
憩室の者等が縁女と連呼す。胡う臺の内寺の前院
所を割限一日半以之婚歸。朝服を着す。送り
列了。婿の衣冠と云ふ事と有り。中人坐と仕
還者と車と載せし馬と。車と日引と馬との事と有
り。帰りも。まことに。相手く。馬と車と日引と外と馬と
物と冠と。和尚塔に向ひ。仰仰坐。文字を書か
求む約定有り。お邊あきやと聞。男作の如くと云ふ
又やあくと。海難金を支て定む。と。華車送妻
形坐や。と。也。女子命のかくと。善く。世時和尚堂へ
えりて。主君の縁起を。口す。佛像の遍縫と。華人
あり。六十文寄附。且一主佛の。もの。和尚塔の口
を。な。と。か。内指環と。玉替。と。い。う。形

男女平生左の五名指と。穿。透。事。彼。也。の
風俗。之。人。金。銀。玉。石。と。ち。じ。た。る。もの
御。人。と。吉。除。赤。洞。角。杯。と。も。作。事。茶。

夫も云ふが如く

叔婦左手と仰向て指をとて婿主掌の上に己の草
とのせ又つてあともむくれて屏又其掌と自らの掌と
のそと後壁と婦の左手と抱り和尚、婿の手と並
絶えと肺と有りと左は三輪の号海と空と酒を
注き、男飲うて女うす女うそとのにて男が坐し
て抱じとまじり又坐めやう左は右は二輪の號り
冠をものとぬきしもと連まく婿の方に到るも、左は
和尚中多く夫婦の縁組と佛の誓文を右は四中止
ともに常坐する事多しテよ縁組時衆も事の多く
じと座のよがよき事を書と難縁組事向まく男と
生應をと持まく度ゆと用と婦の難縁組事一も
あらずまみやう事叶はどかう但男女共死別

男も女も二年迄、再縁うてす苦へばとぞ

婿の家と妻の座すよ食事とあき只す人數
廻り、椅子を並べ坐す寺より歸り外席と約
新郎は後妻と並び附た平脚の玉竹とね
毛行く玉矢と食器又小刀の三道具と
詰との前で皿を取て食器又小刀の三道具と
玉竹とを差酒盞と傳す叔翁序より帰去
あづ上座、婿座と取て左の服と歸来の妹
の妻と立て居き者をもまた婚婦を重
肉解有者古人立候北人云々松前者
ひいて列候事。あり是をスチテレと矣

是、佛と誓願の縁組約定をしたとの證拠今
在り花人承宣佛像を画き、遍縫を拂
ひて、左初右の食盤上に麦餠一塊を
居る其の上の左右と中央は塩と堆み
り至りあり。證人の額をおく婦の面を巡
あり、十文字の誓願を歸し、主證人の階梯
多す。左足の上に額とらしく一禮。事終ひ
遍縫と主宣主家の主とまづかりて、右脚後
盤上に麦餠を拂す。是が佛像の供物の
印や地縛を拂ふとまづ何とぞおめでたし
と少づ懸不覺。以下同式。能く佛像有無にて
時々状況にて行はれ。是を達して証人の席より
手奉り、礼を以て。但佛と誓願の縁組有無にてモ佛
の佛の額、自家より參りて、主と妻の
萬を守す。而も若時秋の席より列坐す。立席
之人を除くと、左側へあそと新郎宅奉事
規定例とす。

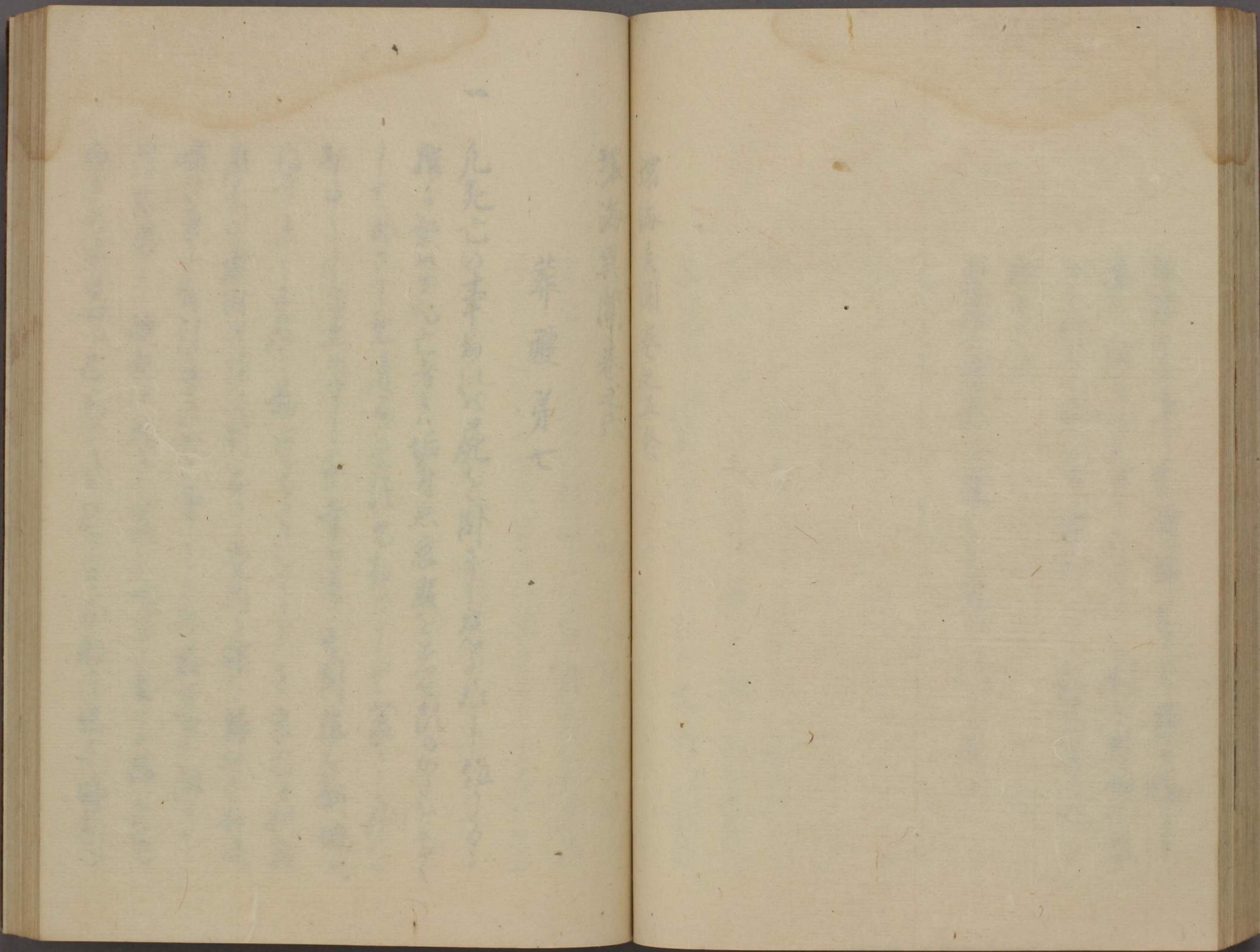
板各座頭先盤上に持出外の食物スナックレ
證人席下。前を下りて切分く塔小角も塔也
を諸客の前を首四つ取らて死ぐ丈より
塔の前を首四つ取らて死ぐ丈より
客の禮をあそと諸客も塔も立て否あり
各心より飲食して、証人板を盤上に置き
酒のみ前と金限相の供養を持却す。

或は全般の所を教へ多めに是れを
お限りにせず。事よりはての後成る事と
えの内官事務も黒毛の差遣とひくこ
詔書也としも是れとて此時婚の方の
男女福曲と云ひ此之曲の句を擇り因み
詔書各事も才を以て玉をも天子御事と
御事安樂と奉ひ樂を長き万寿と家
富と榮と極樂淨ちとぞ也。又御事と
すられ事へ當す。其の序にて引上つま諸君
立處は座すや卓盤り又表に足下小盤など
人を乞ひ奉り。若く内へあづけ。清手、上風と如ヒ仙體
と入る。とくに内風、威儀、欣まざむす
せつゝよき。思ふ是れもの故にこそ各官
才は於て一往に拾人。左後うべて御事と
不才て安人新義 謂曲の意。後

祝儀の宴會から夜方の但馬婚烟の秋本
家が初手で元も宿を主てあらのとあ
世間の宿も山田の大家いれの数日もの
支度有りて吉田の煙草の食事も盛
き多う、夜う也、樂樂の管弦種くわう
る、歌の曲算は金を、福の喜曲亭

殊勝なる事。や新婦たゞり處を擧ぐ
漏と流毛也又曰と云ひも別は新婦の家
と行き婚の方に男かとす折り宴に祝
那

孟者の婚禮を夜より宴と譯て祝ふ



環海異聞卷之六

葬禮第七

凡死亡の事あれど屍を卧さる者松下竹の多
棺の歎めえ亡者まへ坂舟與衣服を差し改ひかじと云々^釘
して即ち火化透風の法也爲とて蓋を一升と
お斗からもあらず一升寺に送り主刻限と朝晩の
内守より三度も勧めと云ふとまゝと家内并親類
熟意の者附き随りあり堂内に棺を持せ和尚
唱の事有引舟の如き事と云ふ右の事一渺々
附漏以て迎親と號く蓋を吹き毛する棺の前
ゆう七日之内口に已もくが口を開かねば其日を時刻

寺に年々含セ多る他人の男女とも至席小列各
火と點テ蠟燭と手す持モ備テ立並。親類中
是と合セ終モ此事も詔ニ亡者の口と口と今す
行ひシ合セ終テ棺の蓋を卸シ之にて夫の墓
祈後了葬也。

一 墓祈も寺と町より御船引を取シ多事
有候完の浦タ、又後多モ寺丈余色を有
僅時よりやども土地一畔寒圍を嘗氣而
第墓系の場所は済源船の完以て庄子
わづくり亡者方以て施をより主元と見立
買來て葬之清潔之神モ價ニ下トみテ
棺を剝力翁の秋の如く上六足まゝ右と細
棺身は白木合色に有向代柄の者と腰附は段
文「死者のオのオ」と左肩より右より寸法
を西より海に送る事那

人主

一 棺の上まづの如く昇あて送りよなつとの
前頭も蠟燭と手す持モゆきす

一 官位有人の葬道ハ棺の上、絹と裏覆ふ事種々
定まらず事ナリとス角を冠帽刀刃の類をす
載ヒタ形

一 石碑をカリ石サテ庭の端石と置シヤ
ム墓之上よも、主くす、物主の御墨建す
表向テ横文字の文と形ナリ字の内、朱又ハ金面と
金鏡も主のものなり

せん人を碑西の上段附のものとす人を東
持てて像をわづけるも下りむとよ玉壇をす
一又屋根立つ物人の墓六十文字と作る
角柱を卒塔婆のあくに建立近く死者
の足の方と高き處に墓床より足の方
致禮をすと壇花をし向と立ま車をす
壇陽と建並す也

一寛政十一年乙未同所の内小竹濱吉郎以病死後四月宗旨入
さる在寺を送り棺屋より棺を、來先死骸を
納え主候葬送せ。右手のほり至完と買文句は
附居墓所に送り葬埋せ。既て石と土と先日ち風の
石燈と建了碑面。日本國奥州仙臺郡麻郡小竹濱島部屋
吉而次寛政十一年二月廿八日七拾三セト形符書と同行
の中よりお文字を記せ。左十席形刻せ。世帯を追方
墓系とぞ。竹内徳庵と俗名と形字。石燈なり
又享保十歎滅年と形り。石燈も有り是ハ南云す
漂流せし者也。地と當りとゆゑその心も。墓所
を有り。数十年前。の支のう。又其近處。即ち村
村九郎との形は。多き石燈も有りこれハ伊勢の先主
と曰ふの考也。

祭禮 宿八

一葬禮の後四十九日忌。墓年と家日。傍とねよし
三七日まことに。禮を念诵するの事。す。も。す。

今既中止の如き小僧も云ふ所爲者と以て仕事
の遺経たる事も亦少く、其事は況々況々

一
急賊と云ふ者も又居た
所家を商賣する

死別の悲嘆よこそうすたる倉庫も得せば
ときとあはれと傷哭の絶え一氣絕せり若狭

志不以爲難
事不以爲遠
人不以爲難
時不以爲遠

丈ノ列ヨリヨシムラの、主シテニ黒マツ紫シタマツ也ヤ

入ヨリ右へ尾寺、マヌテライと
イルユウツカより
七里御隔りをぬれ、行方不明
居候侍尾寺

惠表

三月の未より四月既望頃と覺へ本地の人々墓参り事
行ひ何の事か止むどは時も又らうわくと推ひ

行きて火ともや一面向之

一 帝業を定ま先帝の忌日を毎月奉祝する號號
モニ後ノ廢代後主の生辰も忌日も同様に諸人奉祝
仰まてハ終日禮と申す也尚今ミ誕生日と忌日
ハリシ日を圓中の人に祝ふ

衛廳並官職掌政治兵卒武備第九

役罰並諸官名司職政事及足輕武備等之責

一 役罰は奉行支人有り者人市中並近在郷中の取締と政務
を司るを人ノ武官足輕等の者を支那吏奉公館内、
處不仕事者トナリ下役の事車を多く有し王朝久無犯
よりトナリ三年又四年を不交代トナリ

一 犯不の奉行トナラウトナリ稱トナリヤコーツカオホーツカの
代官が此の奉行位階卑トナリとす
良光支丈トナリ才ホーツカシシテヨルとす
官の人ヤコーツカハホーツカ云官トナリサイウ
ツカキエナラウホロツナリ又エナラウマヨル云官
人五人有トナリ農民の方と用ひ者とエナラウ
クチナトルとす官一員有トナリとす

一 丙辰年は地主主翁の前初て目通したるエナラウの名
ラリラノチヨゴベイイチナアアギリと云ひハハ年豆苗の間
三人交まつと覺え而て意く覺へトナリ二月中エナラウコヘ
リナトリといふ名を人この呼びと覺え又足輕等

と支配ある人よりナラウマヨルと
云ひて居矣也是ハ寛久年

卷之三

支那王族の御内閣も右門院さまよりの名前ニヨライ
バイトーロイナ何と稱せりかど姓を忘失せり

妻女使ひ奉る事無く、左勅付書は人夫妻と云
う事のとくも有り國法にて妻は夫の高き御事に

役所内より是日交換砲を取て後速砲を本レ上
キヤヒテ、年が過ぎて、ハリハリ、足鹿万人、社院面役者
日勤、彼内た太二郎は速砲を折り、並列、林山にて
立ち番とすを待候。松原と名付の如き
物と附り、ものなり。

先主曰カサ一カと以ふ小者ハ生れ、猶馬也



ガブランと云是座の上等カサーと覺て、達
セリと取

一時地主役令家馬の誓古有、城國乃證之令稀ナリ
至晦の内足を免賜、而も馬の棟賜を行ひテ
巡廻ちるが如也トドリ

王根主下より馬飼物、御馬の誓古ナシ有
又車と車主家馬の別主一方の誓古ナシ有
一役所の中年地の上より大日燈供奉事立那リ奉行脣四度
社下七日の初日才キリセニヤトミテ日未申時中と巡見
六尺余車及騎馬のカサー一カ所先に四人立ツ

光主文曰山務馬、アテウタシトメ後是又ナシ

足底と腰地と例のや一持打列主及供主が如
腰と脚と掌並びもす者有る也日暮燈籠或拾人斗リテ其
通行の前へ往来の人々照、丘月て度ナリ

一町内出大門を、まわりもモ傳サホ出行列右の邊
大消主外主者もモ大車場に入り者有左右不
後アホトメ切ヘ外口前主側ニテ至度毒
ヒキ湯を手内ヨリ役人標面にて止
ク外張掛。若と一ノモモト火を消サリ
じ大消道奥を龍曲みよ長き皮袋有る
物と下の袋水を汲みテ車と一車と一車
上より袋ナリをもじき出レバ

りと當有く

本作の家の井桁のやく組上多木の隅ヨリ掛け其

家と戸門へ破りて火を消し遂にも有駄めの火
災も石屋より上下燃ゆ自然と火氣もく焦敗苦
とま入連すなどして火入を燒かひもの多く但消し
方處まで敷引る所多事多く附火と云ふ事も
少うれ自歎の取引

一 热國中へ船渡を雇ま奉るア 王朝ア 龜
御御兵もまた王京の府中より大鼓を
お鳴らすを迎る居候の者とも此も又は府中
集まらず音漏れぬ事不思議也
足利町と吉野町とも日本一千里を隔て
矣ア 足利町をカサルマと云フ イルコーワカヒ地
ハ千八百人程アリ五人ア 人ア 玉座ア トリ町高止居住

火消道具之圖



龍吐水皮袋付
火消道具

和蘭ニテ是ヲ
フラニトラボイト云

木作ノ家横木
引掛取崩ス道具

支那物も石也足らずと凡てサウナといひ是處の軍火
者ノ前を往ふるゝは必也砲の轆古より是ぢ方の轆古の
之を以てす一疋炮の前方に矢を梯へ立つ時屢々
時又立ちかゝる竹刀皆肩並と極く足並と並く
又筒先年一切よ拂へり盡るが減り一箇箇持要
事事の響きあり各お殊々すゞし修行より
五折り

- 一 町家と難き事相く有り幅硝藏有り
- 一 此如々大筒数挺を乞く箇口の送源一主人
五手す等八人位一主者不の教諭而挺と
主と有れ監軍より領一有り若憲の事
來去を許す向う手引一此を極ま仕事
をもとす所漢丸も數々其傍より使一主
年より山を立よ一て箇拂一と
難一と
- 一 被す石火火の造りかともせず小競争然と油一
子供を單にとむせんと用ひて至る利方
石火火一て割一て石火火一て端遍火と
放一てもともと換一て車一て漁車一て後用
立一て又銅或は唐洞一て鑿一て物一て
飛一て又一て作一てカ一用ひて三放以故一て
き一て用ひゆ一て木一て松一て火一て
碎一て玉子形一て乍ら火一て漁と漁を

坐して已まづ布を生じて官吏と考
あはせ候の事すやく仕事より、引取る事多
き事ある。既に章爾の筒竹と刻了板
も出よたりとまつた物と云ふ又办の事
も無事て折り合ひ送り、秋を交セ割り多物
絶てたるの事もあらず。此後長流の事
一便算の船も数多の大筒と船体に
海上の用事より、一月一回の大造の物
數千里の海と多くは積載せり。左に火
船の速と立作り多大の大炮教撃と機動等
も、船の小さき者より、大用に
機動も大きうて利用する事多し。而
用ひ形と手と火薬砲石火矢等の機械も
西洋や北洋を多用し、

足輕家行

卷之三

挽割麦

續半

ホロケ

タツ

卷之二

右ト甚尠少うるべし。徳之の胴着之但云ヶ年二
三年ノ夏冬の小支度

七貫六百回

四百同

卷之三

是麻布也

武
東

古文真賞

三年ノ夏名の小夜

一町の内ゴロジニダセテ役者人
當時生勲の人の名オレキサングラハナシイテ
コニダラドフトシテ

役人毎市中を巡視非道を極ひ权高物
等其時役の役者時のお役ヨリ多き事
主の御奉公は勿解遠々不法事務事務
等と吟味おもむきそよぎ奉行は毎月七箇日
七日くの定す初の日毎に町中巡檢せ之
魯西亜官職之名督先生松本人代聞セし
由うると有人不穏すり傍り又文書を讀み
アセリよこ詳ち奉事ハ亦アビシノ常若名
目を仰きもゆきりて主称呼の邊に
りより修了の譲りあつてアミアヒト傳
被写隱記セリ如きて再校し又付注
をもあざと偉謨の給限を先方丈詰説
セラヌ補入

エナラウ フエリト

マルニヨル 銀五百枚

エナラウ

アンセウ

エナラウ

ボロソチシ

エナラウ

マヨル

兵士を差配する官職の折合

ヘカセウ

銀八百枚

ホトコ一方

ホツホユーニ方

同六百枚

大船ヲ司ル官
國主太子ノ位同ト

同四万枚

同三万枚

シタンテマヨル

ヒタメルヨリ

ニウークテ

月ニ四度役不レ少勧

銀四百五拾枚

四百五十枚

カビタン

ホロツチ

ポーポーリク

クラボッシュキ

ク、テ。ボッシュキ

セリ、サント

カニテンアセニ此役ノ界進至ハヘレハイベトク

カブテナルモリ

カブラン

サウダア先主ソラダテ

カサーク

ホロッホース

マトルス

ヘルマレヒヤ

ブランホル

アナラハニセウアレキサントロオロマウイナ

ウヨロンツラフ

足と諸國々漂流一走者と同る宿人アラミを先主

曰吾四人とも被の役不レイヌランカレキとキ

騎馬の役

船の賄

水主

軍大將

四官をオシヘテヨヒツアラとキ

アラハニセウアレキサントロオロマウイナ

ウヨロンツラフ

同三百六十枚

四百五拾枚

四百七十枚

四百五十枚

四百五拾枚

老夫丈へトルブルカヨ あひし時主勲の人とアレキサントル
オロマノウイテ ウラロシワヨリフカニラモレヒシ者
えれの此人の事もアレ

ベトナムカノ都トニエヌタスコシテトニハ役本有
セシムニ役本有エヌタスコシテトニハ役本有
ラノ飯ノ近キ所ニ有エヌタスカニ熱和國トニ事コレ
ニ役新若ニキ事トマリ服新大漠而ニ熱和國トニ事コレ
者ニシテ役若ニキ事トマリ服新大漠而ニ熱和國トニ事コレ
用志ルムアリカ給セケ國の通詞シ所ニ有トニ唐通詞
仕仕國の人々衣服便食等相准而シ集シ与有は
七十キ圓を仰キ何事の國もあらずや熱和國人也者立報レ役事
漂流レモ者ニ有トニトニ事トニ此役事
此役國主ト同スナリモトニシ而ハ役主ニ有ト今一日本
服毛角不役有ト此役年役主ミテ古ナシテ石皆役仕
若シ山海、日本服形製の者先其役不トキテ此役
仕主師ニ有役路、底限の才尺ニトキテ仕主ナリ
行キシテシテ其筋の役人、難シム者と云ム
萬實始ム人、物ナリキ何事モ一貫レ侍等者有ム
仕列也是國ニ有ム、西ノ一員自由有ム事トニキテ
平ノ化國トニ有ム仕主者萬事ノ列、思のせらまニ此
主事御の底限ニ仕主者ヒ全有リ各事務の才尺ニ
ラモウモヨ底限、行キシ道大幅ナリキテ
ダニ主事得テ才尺ニトキテ其筋に於シ小サク役事
着用ナシシ又後年、事ナシモ事ナシトニ事ナシ
那方ニ仕主モナリシキトナリモ之様トナリ

寧子の事也あらば、但段不^レ知也。夜猿のゆき、大喜人^{シテ}
幸^シ也。生立草木の爲^シ、度^シ其處^シ、度^シ其處^シ、
詮相成^シ常^ニ心^ナ此^シ事^ヲ。世^ニ持^シ年^{アリ}て、
此^シ見^シ事^ヲ持^シ不^レ。未^シ酒^ス者^シ、
林^シ。振^シ葉^シ色^青。

支那。ホヤ。レーカレ。エナラーマヨル。エナラフ。ホロツチ。是
六足馬。ニテ。大石の部。ナリ。エナラフ。アーナセフ。服赤

模様。エナラフ。ヘルトマール。シテ。是。宣人。三人。

一。席をせ。ニ。あら。太店。ミ。武松。走。人。有。色。

キニアージ。イ。モ。タ。

ナリ。ニ。キン。ヒ。ノ。 御三家。共。ニ。盛。シ。

ムス。シ。ワ 舊都の苗毛居城代。背。モ。勧。シ。

刑獄 第十

一。刑。毫。徳。古。モ。ソ。内。モ。今。ハ。大。辟。ト。キ。事。ナ。皆。笞刑。
答
矣。但。罪。の。慢。き。事。ナ。モ。小。ナ。一方。の。強。弱。杖。数。の。多。少。
有。布。年。大。店。有。机。ト。小。店。有。机。の。本。商。術。人。也。所。ト。
仕。屋。場。ナ。ア。住。主。者の。有。無。ト。大。敵。モ。お。も。レ。四。五。
知。多。く。支。那。人。夥。者。祥。ナ。見。物。吉。恠。罪。モ。休。
即。ナ。モ。主。罪。の。等。小。作。モ。亙。十。杖。ト。迄。百。杖。モ。
放。レ。モ。主。罪。の。者。モ。壁。柱。ト。会。板。の。モ。ト。小。
皆。人。モ。裸。體。ナ。モ。手。足。ト。綴。リ。首。中。ゆ。レ。人。
主。モ。脊。骨。筋。腹。に。之。ナ。お。な。う。其。オ。物。牛。皮。ト。綴。
裁。ち。て。綻。ト。ナ。た。者。モ。棒。小。端。の。打。き。打。ゆ。
主。指。ト。持。綻。モ。打。す。お。も。指。ト。打。ト。主。綻。モ。
降。の。角。引。レ。主。モ。そ。ん。モ。は。肉。列。表。モ。爛。き。痛。モ。苦。モ。堪。つ。モ。
叫。號。モ。レ。ホ。辛。數。度。モ。及。並。モ。主。は。綸。柔。く。モ。
ち。力。弱。く。咸。世。ト。モ。又。新。く。モ。う。モ。停。ナ。リ。也。等。モ。モ。

え年は皮紙を無き皮紙にて作るや、裁口の如き
是立多らのへそ此後考亦あらず従く血形
者流せし者

雪布破箭を行ふと云ふ事也了教るの
間接言ひやう候

罪人後々声立て事も寧むに氣色を失ふ者
ともも、暫くゆくゆく併書セリ又併記して
大店の前の住居場に速き行。住居の初ハ小店前の事
又右の事より西原車平にて後まゝ獄屋
の事もて前後してあると云ふ先至罪の者
止むる事

押切淫盗の事

但頃て五時一坐と害をぬと云ふ近所の右故合
三度より及びまゝ死ふる者有り其刀の
みき道奥有る主罪人の尉裏を妄圖す押切
終る金山へ放逐せらる金山のこなれ遠く遙
土僻生の鴻毛寺と云ふ地を聞かんとおもへば
中一新しく定められたるの中國す而つて胡さゞめ追下し
多き外人共にまきうる者一法地多くとおりは公台
刑の後ハ流刑の意味も有るも久々モ遠流の地と
車をも人夫と改め罪を償ひ出をも者も有り
少イロコツ方岸邊中王都の方より北奥僻遠の地と

故遠きより若人多くとて三拾人前連々通す
もんすり通路不復有。山中亦は往來の道を作
するとき今後之才ホーラカトナヤコーツカ近乃険難
の山道通行宜き板もあらしより是皆正考房
ノイヌサキモミタニ事どもトドリ

一獄屋を遠見一多門ノ内ノ外ノ事也
テ外圍を多キ丸木柱と立ム。内板を通し
内外共見ても之れは嚴重堅固は造了建を成
シム。 柱を立木ストロカト云

錢貨第十一

一 落貨通用金銀銅帛貨を主とす。形と云ふ魯形
方孔の物のとくと俗人ともよぶ。支那日本
の外國と中央は孔を穿ツ者にて。唯象形
字とあると謂文元何事のとく布文其の如き
不義無。

彼國錢貨通用の事并く形狀等の事
あこ祥細く。既に既に此處の經略記を
ヒヤーチ コツベイカ 海賊壹枚を铜錢壹枚とす
かる。

ヒヤーチ古カツトナリ

ゼイセウ コツベイカ 同壹枚を銅錢壹枚とす換也

ゼイセウと捨て右浪錢と云ひ大イナリ

ヒヤーチナツセ コツベイカ 同壹枚を銅錢十五枚とす換也

ヒヤーチナツセ 拾五

トワツサイ コツベイカ 同壹枚を銅錢廿枚にて芻

トワツサイ或拾し此附も又頗る大なり

トワツサイ ヒヤーチナツユ コツベイカ同壹枚と銅錢半枚等
ホキイナア 又 ベツテシヤツ コツベイカ同壹枚と銅錢半枚等
女帝エカナリナリ像の舟す浪濱壹枚と
ヘツテシヤツ コツベイカ或枚を以て其を節
毛の毛ジテ 銀の位毛ノ宣トキニ

コツベイカ 銅錢

ゼミシカ 月コツベイカ壹枚の半もよ通用レ止白里
地方にて通用シ同之銀ソーホリ 船

は取ヒツツイ止白里セ方ナシ 加山

东北カニシヤーツカ遠のちナリ カサニトヨ
ムスナウの方より毛らの鰐通用せず
據船ハヒリの地の名産ナリて他邦
少ナガシモ度ニヤ

セリブロ 浪濱 我國の南襟或東洋或枚ド
日ナシケニミシカ今之代造ナリシ
稍ナカニシケニ 東洋東洋或枚ナリ
ノ通用シ

卫カテリナ 女帝乃像を鋳行シテセリ
ブロも洞窟而三拾枚より一換也
又石拾枚又百八拾枚位カモモ替ニ
今代造所シミ月方ナリ銀形大ナリ

價と貴

ソロートー 金鏡 ○ たまひ先祖より多くある判
かり程くひが多きも多てあり 右は浪日省校と云
換也又右トニテニ 妻章と像有浪日以教をうる
出金鏡吉校替よ舊うる

吉校ようちを多き妻文也又立文於丈丈ハ足丈浅大す
至サ一歩原

よわくも通用を度ふと覺

同鏡と云ふ通用を度ふと百枚中一枚百
え替及ぼゆるも、番番人所用用と云方方う
ゆ一鏡鏡は換也と云ふを商人人小商者也。石教
よあ筋也高也

化止白里地方より同鏡と浪日の通用 鏡鏡と繋

洞鏡を奪貴ゆり五百枚ア布の簞簞に多きなり
是、松葉を四つ一つもて刻全面
ナシ五貴半高也ゆりをのちもて
ストールフリイ 捜貴ストハ百枚ア百究石と云ふ事取引
トワツセ ヒヤジウルブリエ 戀貴五百トワツセ百ワツ古と云
事文也ナシヒヤシウルフリイも五百と云ふ事也

左記を以て寛政廿年伊勢の舟支、小市
魯西亞はよう御朝の時常奉りし被國
泉貨の事なり周圍の横文字是、漢文の
字也とも不常用意もて写せらるのとて
多額と洋もあらずど此色被國の荷貨
の大品と稱す也。今般供毛の慶長鶴

洋の者と悉く長崎衛廳にてそりま
シテヨリ乃ハ主通用金銀圓法鴉の事
同モ應て詔稅セニ事右の如ノ銀
哥羅字セリシトツモ右詔稅を參考
セモ大體知矣

黒赤

同

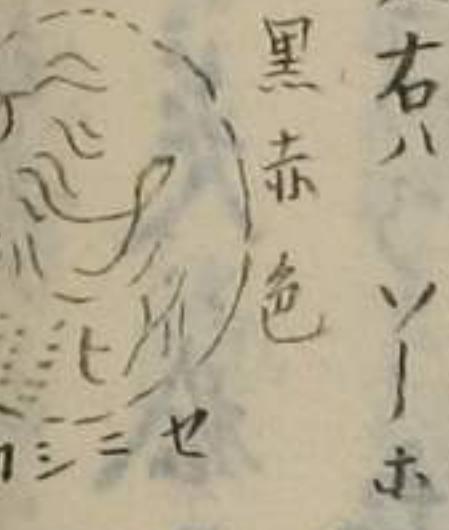
當十
錢

中央ハ女帝エカテリナ
之記号



セニシカ

左右ハソーホリトニ歎



按小和蘭ノ書六 テンデル又テニレルトニ其說曰是
魯西亞ニ錢和蘭ノハテヘルストイヘルニアタルストイヘル
重サニ分カル小銀錢也。

紙錢

八ガキ

銀札

オセギ
ナシサイトニ青白赤三色の紙札
有リ毛紙をもつて墨書き有リ小横文字有リ此に近
有リ毛筆筆跡有リ有墨書き宣紙也主紙乃チ一兩を
横文字書判紙有リ

青赤

長サナ

横守社有リ

白

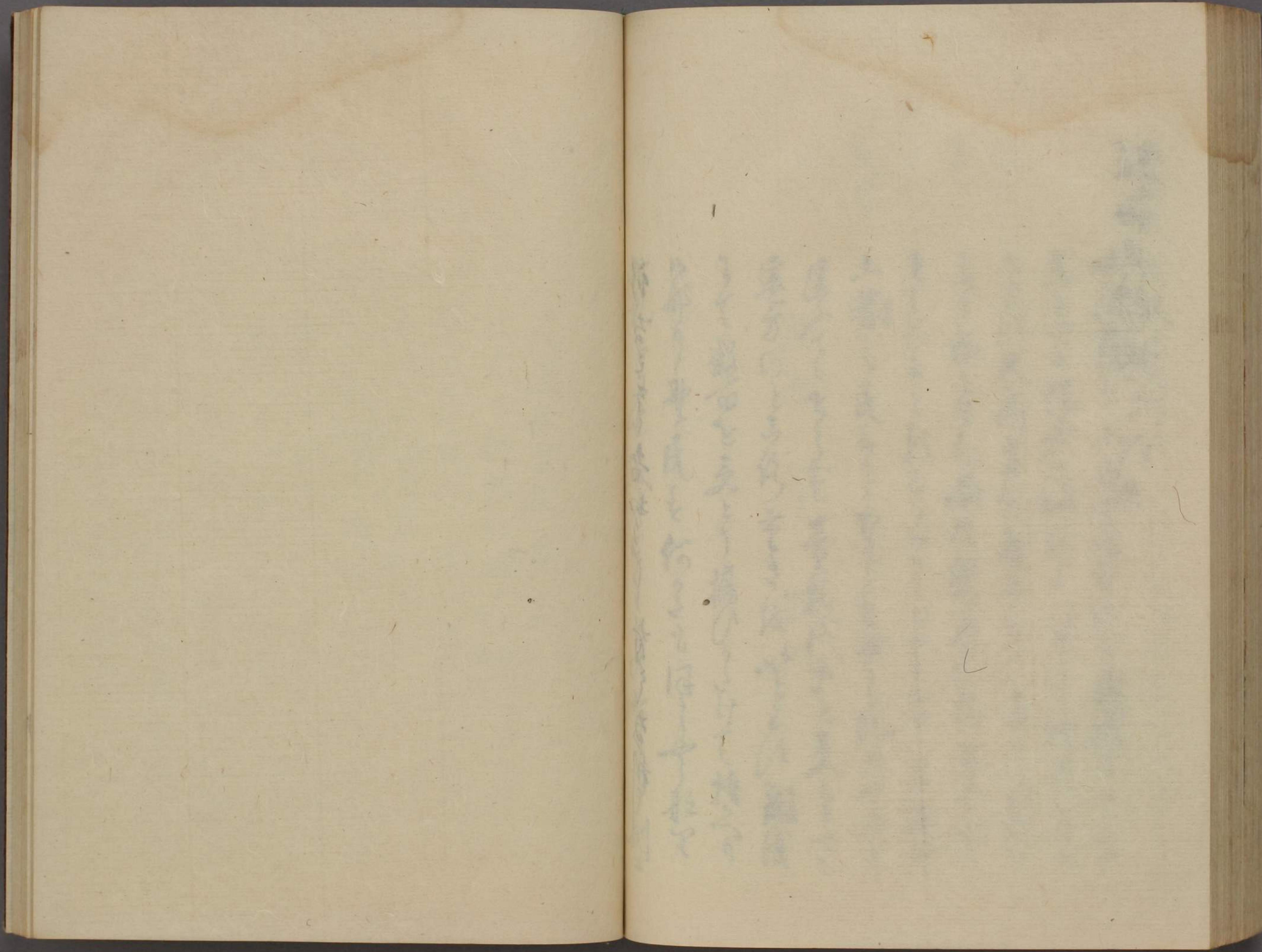
長サナ

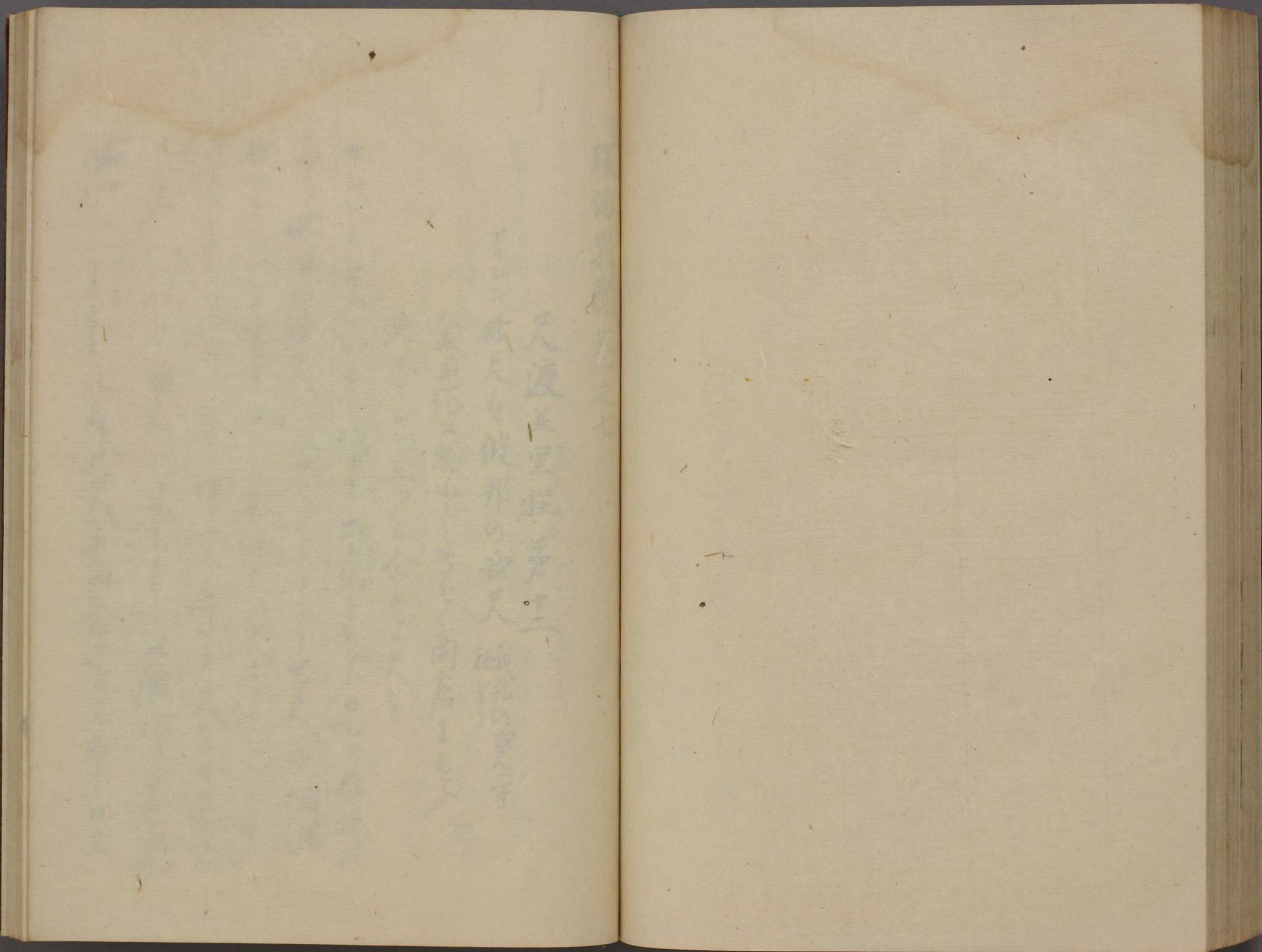
横守社有リ

青れヒ銀五枚赤れヒ四枚白れヒ銀十五枚

五拾枚 百枚 追引

城限^{九丈}を止白里地方のこ通用をす
至多の往者へけれど以てうち持毛有す
とくに大商古賀屋等もふるとく到着事
多き物をも兩斤雙^ツにて約束す^ハ食べ
そくじよとれあうフラー・ツケイルコツカ追侍
土著^著民も^リたゞとくわざのせりも
唐木^{トモ}ともども壹萬代半と五半とも
遠方のとくに候キ多き所^リは洞窟
をそ敷面^{スル}と立とく擔^ツひきけて持つて
ゆかう聖民^{トモ}を何處^リは^シテ取ま
れ^シれど其日也當てあらうのちの有り^シ刑





環海異聞卷之七

尺渡並里程
英十二

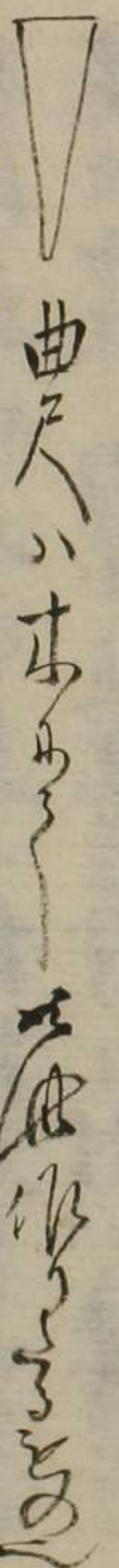
アリシン被天と彼邦の武尺

誠邦の丈三寸

金高作物より多く商店より

此アリシンニツを合する尺を

サシンと云ふ必ず作る土器は是ラ長崎小
町の四方の曲天小金セテマリ一七八人所
アリシンを半ちよーをほんとし。ボアリシンヒキ
半とも半と云事あり。日本一小さく、又セモ元
トす。



右サシンは方乃七足當と云ふ尺高金セタウーロス

彼國一里ありは方の拾玉所をありとゆる

邦内道中一里無小梅杭立有

寛政元年松原近光美等と伴ひ來し
人数内イツヘリアキナ日中の種も今彼
邦検地役を勤む日本の一里と云ふ箱

彼ト松原の間迄万とおり也又ノム才ロニニア
の三里半の内カレ役を流人を詰シ

ド附向五席寄富才ロシニアリ墨法と
和蘭支文書小説所を以考之説

アリニコ
ホアリニ
セウエル

彼邦 我方典人五人三十疋五伍雇

ホアリニ
セウエル

朝人 日 典人五人三十疋五伍雇

サゼン
ヨウルス

六人 同里
六人 同里
我方典人九人八分五疋四七

前質丙寅初秋同氏を同天臺の役完少筋ノ光美
牛す金子ノ語此等より先主曰彼古人サゼニモ
永圓の世人零八分ノ一から多サゼニ百金子
彼一里ヨールスありと云

仙臺の源客り立不入の差へあり

正人の名サゼニ一里の名ウヨーロスも猶相違
セウエル先主腰記も其的實本字也
須光を支ハ貴子了説と云説とナリ因不
算付一役の少サゼニ該典人九分五疋五合
足ハ三千九百拾天 約四丈是东方の

九町合三口とて赤井の一里ハ或ニ百六拾
間ナリテ多武峰久保六十尺ナリ依ニ合モ
考シトハ

魯西亞の三里六々々ハ日本の一里也

同 拾里ハ 田卦里七ニ一四八也
同 百里ハ 田卦拾七里三四八也
同 千里ハ 田卦百拾三里二四八也
同 万里ハ 田卦千拾三里四八也

左編中彼里數を記セドシテ、以養法小合セキ考へ

新羅一 和蘭書載シテ所と又仙彦の源著
是へあつむものと號シテ此は叔仙彦源著等
ヨイロコーツカより新都ベトルブルカ也ト彼里七千里
有ヒ右養法ノ源ノ家邦の千九百拾里の三六九
源客等曰ヒセ重セームティナサハ國人モトテ
主無シ實ハ六千七百里也ト又用モト被事
もトシ不六千七百里の路貨を耕ヘキルトア
ヨ高麗の直角、七千里ヘ之年光ヒテ、
記すとも即ヒ又千八百拾三里と互一書
あり、子ム九百八拾里也トメリ兩種ノ傳字
の源ノ如ク
比日坐キ先キ丈身ヒテアリ道中紀山源
もトシのアリ山河ノ里數暗記セド併シ
ク紀事も有、皆道中一里毎々一箇斗
セキ也トシテ、其事也く山河源セキ六
七千と云ふ數也トアリ此處ノ小字ト前

モリタケシ

先と丈り記すかカシヤーツカより新故ノルガ
追ハ岐里役より老乃武千之石三拾壹里有
名所 大略云
是心地よし角川といふと
神山赤井の里村は政等一石をハ三千
三百六十五里九

支使翁携山中之宿食一也。自是晝西垂半
領地。固地。營之。天放。と。と。と。と。と。
被。ま。一。新。款。ベ。ト。ル。フ。ル。力。
東西。走。經。と。側。ま。る。多。少。等。の。里。數。少。
或。手。取。而。取。給。八。里。

拾遺記

往還の道筋、高麗面使と有事争ひ
而又有征謀も有、金城り南北也、又數百里と
之を越へ山越國境の寒風^{暖氣}恶劣の如き
といふも其を飯とあきて飴の列御寔^{列御子}、世界
第一の鉅邦と云はんし

秤量第十三

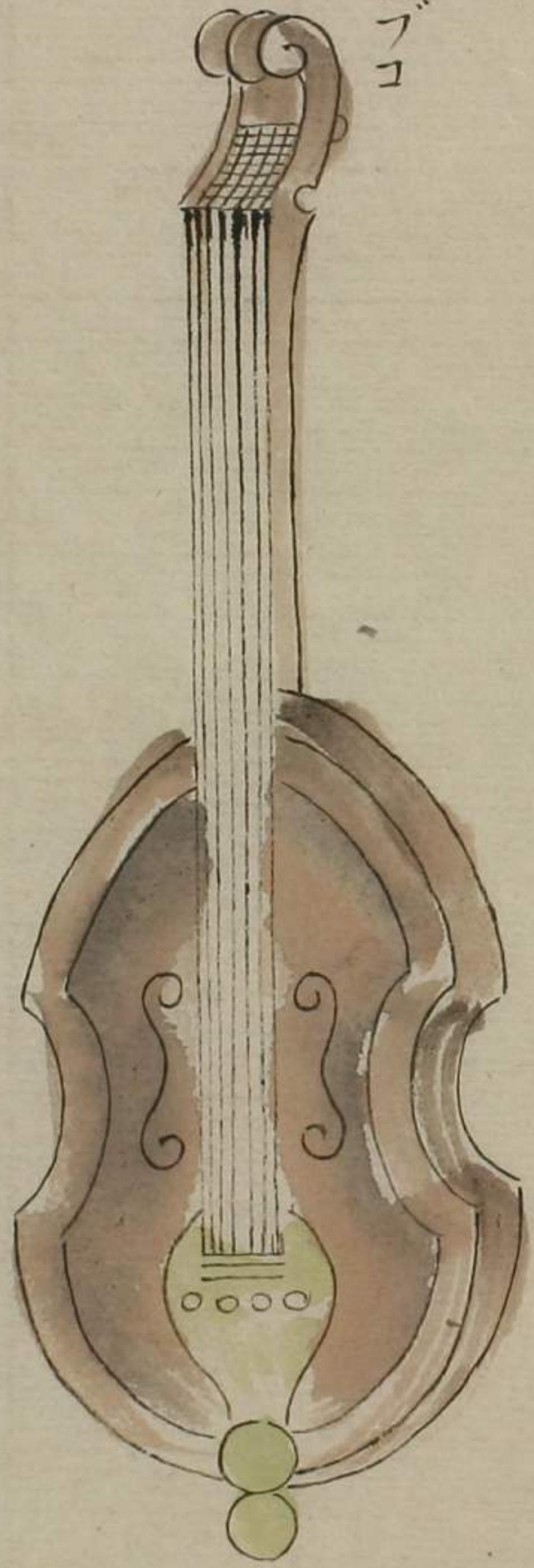
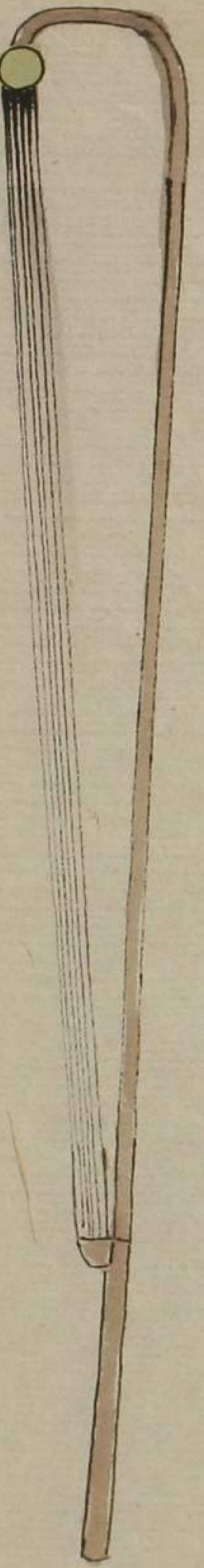
波馬 分相たりとベチナレと云ふ

手に祀る所の事也

夏の将金を度す

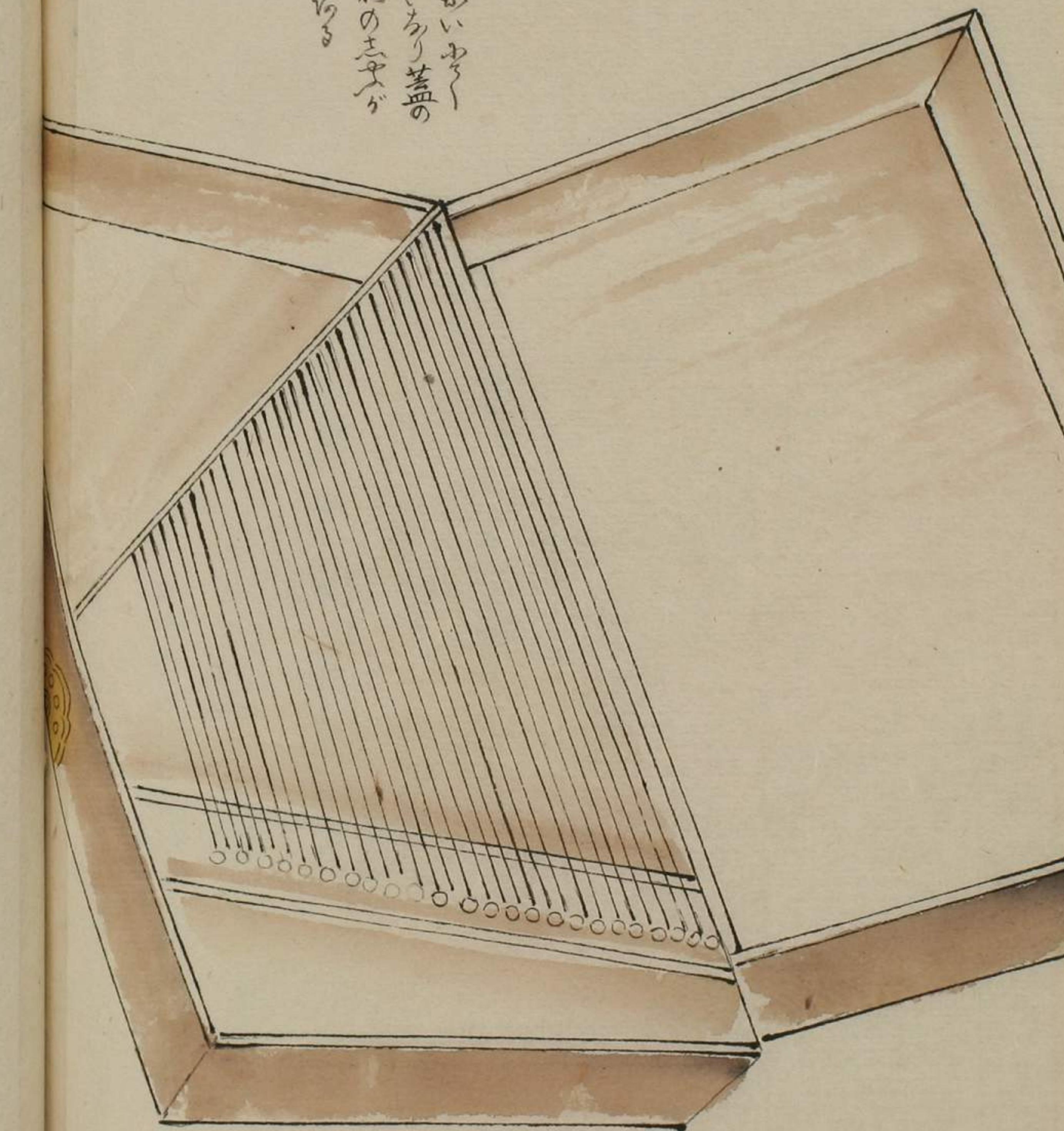
衡度全めて仰る所也

フードを九拾六分の法馬先と波馬百分と云う此を
立てのツとフロジニカトシテノ昂是を九拾六分と云ふ
フンドト有り フート都方四貫圓光を支度口費或
五文と云々 錄も四貫圓光と云ふ又主内みて先より
下低つゝもあリ 大ちる物ハ何拾貫圓と云フ
大量を物も有リ 事と云々
升斗と云ふものと云ふも賣物多く因買主を取る
法馬秤も御賣主をもる



ケレブコ

トウチカ



コーシニ
蓋ハ蝶つがいやく
かづをさしあり蓋の
裏小曲祠のままで
法林へゆる

琴

ゴウニケ 絲を弦のたうか筋へ走詰毛
銅も有 四十弦あり

笛

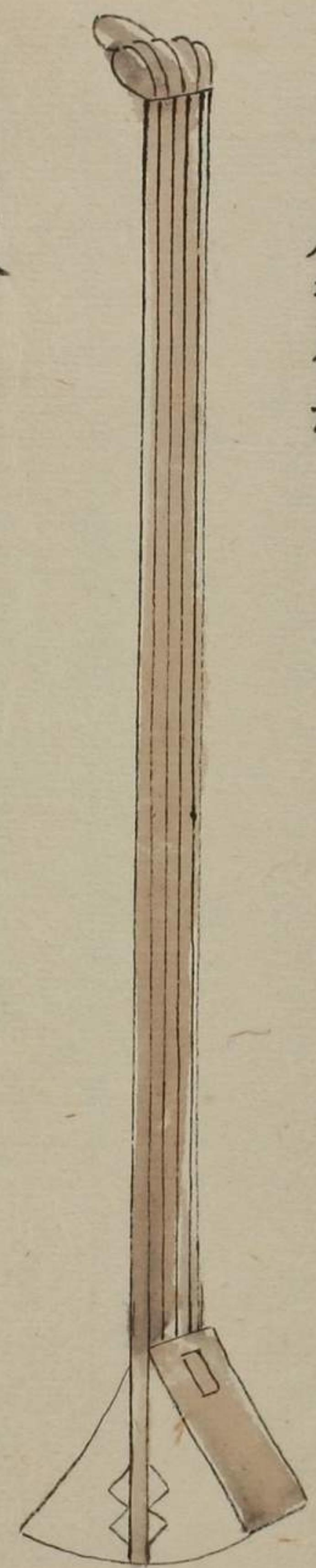
ドウチカ 錫笛あり(さきや)銀の笛を
掛(け)て口(くち)に含(くわ)んで笛(ふえ)も
有(あ)る

胡弓

ケレブコ 胸(むね)の下(した)をたうの肩(かた)をすり拂(なで)ひ
铁(てつ)盆(ぼん)骨(こつ)の下(した)を肩(かた)と胸(むね)の上(うへ)邊(へ)

三弦

ハライカ



大鼓

バラハレ

又長サ或人(もじん)ノモテ先キ角(く)一升(せう)キ
申(の)方(かた)旋(まわ)シヨリイ名(な)、實(じつ)貴(き)トムベト(ちむべ)
見(み)事(ごと)は是(これ)の急(いそ)宴(えん)席(せき)の時(とき)の廟(廟)所(しょ)
ゆゑ難(むずか)し小(こ)どり此(こ)樂(がく)急(いそ)合(あ)奏(そう)
樂(がく)人(じん)中(なか)の者(もの)並(そな)て後(あと)ま後(あと)少(すくな)て戲(ぎ)子(こ)
舞(まい)端(はし)ある(ある)ナ

氣
令
第
十五

一
諸篇小稿而其事小就事より說く如く
卷之三 載之於說より次第

耕農第十六

一
田とちり留のえ地をもまく。麦類を育て
糞土と用ひ事あり。菜蔬と同様。九月以降
川水のよゆ。麦類を折る。食事は花蕎麥也。
ほりかへば小漬も食す。もみじ。

文易第十七

一諸篇小數にて附載其圖解よりて
商法色昂等の事、詳細有、支文を浮也

醫療第十八

一日科をトノトル 和蘭外科レーカレと云ふ同伴のものたる年
疾麻を順々に時 医師より 診断 症状を聞き
病苦と一併 小糸へ寺内 療治半支あらし元舞歩道了
服薬軽方とあらず板子共も 治癒 痘瘍と病を
時 帰へたの酒を呑むと氣をもど大聲に
て大便秘を有りて 肛門より 水流ニワツアツキツせ
注附と仰る 通つて月をう 世間ハ何事かの病をもつて
車を引ひし也、被暴害せざりき 醫家並も往きま

車夫くるまが車首くるまのまゝの小舟こぶねで、生肉まつゆがラ
合入あわせの水藻みずのりをすくうとすり、又足あしの脱ぬき、病人びじんを
泥なづから引ひいて療治りょうぢせし。ヤコーラヤコーラとして、
主おもに他ほかより医療いりょうの車くるまをあらわす。水藻みずのりの根ね
をそそぎ、さし痛いたも行はくと云々。病び有ある者ものを、
ツンガツンガと云いふ病びを多くねまねま。 雜ざつ車くるま篇へん、一と聲いつせい太おほ
渡わた病びの流れれせし車くるま也や。

物産第十九

魚 アビ 鮭 ケラ鯛 ブロボーシヤ 鰐

乾いわし物ものテレカ

比目魚 バートス

鯨 ケトウ

右者鳴なるて喫覺くつきよる名な同なま。

三鱗さんりん魚 アニテ 烏アヒハカミシヤーツカ 語ご

イルコーウカミハハイカルカミハハイカルと云々 湖湖ノ漁う魚ぎ、裏表うひよう塙ぬ

りせきとひきりたのちのち。

オラモリ 船カドのゆすい魚うお也や。又江え川かわをさんほと云
奥おくも似おなす。

カニヤテナ シ魚屬シの海うみを漁うりうがさ出
又ともとともととものゆきそのゆき大魚おおさかな。大抵だい是貴
目有あ、も大いだいいすらととの、拾或貢目たがく。たがく、ハイルカ湖ハ
得と。背せきが龜甲形かめのくわ。石いしのゆくのとのの生なく頭かしら
脊せき筋きん。尾おのうう。有あ二分ふぶんととは棘刺さざなわと生なぐ
腮ほ。鰓あく。呑の吹ふき小孔こあり。車くるま全く沙さ裏うら也や。
肉皮骨にくひのすと黃色裏こげいろうらと白しろく脂しづ。骨いの

本多鳴児もくに 実中生奥もく 肉水もく身後モ
シテ左の河ハ詰瀆ヤム送ニル 沢華等バイカル湖(眞犠
オシニヨ形石首魚のやー但頭ル石ナリ七八寸
聖人立す位は 有リ肉白く血赤とキ方ニ珊瑚モ
夥シテ湖ナカニモ右ニ種モ サーモリヨ 則バイカル

ハロス あいを先紫者の方云のゆき魚ヘイルコト另近道

名をとす

の内ニ夥シテ漁ニ揚ゲ得ムテ産食

ナレニ泥鰌ぬぐわらムクニアリテ體也くム但鱗有マ

大奥ゆくして三貴目ミヅメ也

カラニ劍近立川タチツバカニもあ向

蠅モーハ 蚊カモ 鳥内ヒ若支悦フセイ

蛇シニヤアニニヤ

蜘蛛 蜂蜜ニヨトト 蝶 ツスノコ 鳥ビンゼイツ

鷦鷯 カニガラ 雀 鶴 雄バイトウカ 化テ雄鳥バイトウカ

卵ヤエサ

燕 ツバク 蓋の角土を含て巢ニホン此方主同

鳳 阿六 三四月の間有リ鴨之時ニ俊肩と云事と有リ

人家より高の至る所ニ夥シテ糞ヒツ燒ヒツして食

料と有リ 飲食の都ニ祥みを

鷹 オット坊 富の主ニ食料と有リ

雉 ゴリリイ 大ノ居のやー唯をセレトニ

鳩 コロフ 食料と有リ

鷹之鳥 イジイツケ コーシツ 又イヂイカ

此多ハ毒アリ高キモニ上等の人の食料アリ
中トヨツツの人々嬌乳モニキニ富集の
時ニミナセロフタ家ナシ五六十と畜主ア
種ホインディックエカーネラモ印度雞の名
威爾ア和蘭スカラシーゼホーネルトニ
カラシモ印度ア一地名のドーホーネルモ
モウモウ我邦モカラシ鳥トニ言世誤
アヒ漢名印鑄雞ある也

鷲鷹

見テモアリ辛鴉名古ニナシ

其物トクニ名ニ有トニテ物主ニ字申ムト
載セキモ日本篇ノメ

鷹

鷲鷹

尾の音ナシモナシアリ

ソボリ此物止白里の名産ア皮裏中のをぬアリ
ものナリ殊ニバイカル湖の魚アリ而リ獲るモノト
アリ上アシレトニコス弓矢ア射鳥之先モ貢上モ
直毛の吏人エガリツケトニ前ニ立勅モ一正の價
百五十キリ種皮銀セ拾枚袖ヘ彼邦通日服アリ
太サ猫ナリ大サリノ豹ナリハ小サ腰拾モ兔袖アリ
屢々ナリテラウボのヤク腰腰の絞ア赤色ナリ甚シ
怖シ無ナ拘丸竹面、脚猫のヤク激の若サ猫の
胸のヤクナガシアリ中等ナリ以テ人々の衣服ア用タ
足皮を纏合セモヨリシテ新ニ筋を作ルモノ
右物語モ新の取扱モヨリシテ新ニ筋を作ルモノ
モモ彼又至暗記モニモニ以テ見西と加ハ依ニ昂ニ圖

ソーボリ

ソーボリ



拂ふソーボリハ船尾ナリ 土北邊諸國ニ產
事一書一該書小見古東山皮志也該書立原
船石足續以狗尾シテ該書有ナリ
和蘭オランダ先セサヘルトニ彼歎嘆小學說有
又北緯止白里地方の事モ記載スル書中
亦詳細を寫スル次小天工園物ハ載せカケル
如クナリ又小野蘭山の不況ハ附スルて參
考スル一トス天工園物ハ船產ス遼東外徼走列
地及朝鮮國ハ其鼠好食松子夷人夜伺
樹下屏息悄声而射取之一船之皮不盈
尺ハ積ラ六十餘船ヲ僅ニ成ス一裘ラ服ア船裘ラ
者立風雪中ニ更ニ暖ヒ半宇下ヨリ暎入日中拭

之即出所以貴也色有一種一白者白銀
貂一純黑一黯黃色而毛長者近值一帽
大袞已五十金也

貂 崑 事物異名蒙古呼曰不魯還朝鮮トビ 朝鮮賦 撥

其裘舶走アリ裏面ヲ見バ至小皮迄継合セ制衣ス毛柔軟ソ
白色コハ銀貂ナリ紫貂ノ皮ラ帽縁ニ造シシテ 舶走アリ
裘帽風領ヨナリ帽縁及裘領用ニ寒風ラ防シド云
貓ヨシカ尾長短二種アリ蒙古の産エトニシ猫の來
シモテスノ耳大サリムクタノメシニシズキ奇
シ物モセリ

鼠 スイシ

犬 ハカ 日本の妙き物エヌ耳長く面の長キ有
又腹キナリアグリテ大キモナリ

豕 シユニヤ 毛黒或白又斑色也有子取リ比豕
の子も皆墨毛キニタウを去リ畜ニシテ食料

牛 コロフ 牛ベイゴ北毛色之種々分母牛キ日用の食
料ミトナシ

馬 コーニ北コーニと云ふ日本有之事之父馬乃外
筋キンタマラ取立ナリシテ毛色之種也
遠道を走リテ毛革也又小翼ヒタチを有シ
毛も白也毛色之種也毛色之種也

雞 雞 日野中多飼場ナリ先端ニ

の牧場あり。熱田あり。並生、茂木あり。不
殊荀モナリテヤ。至冬月の餌料と
すニ、冬生の出生ノミシム。主産地。小
数天の馬を放ちて、紙が食を山と
川へ乞つ。事無く飲し。もとより

羊 バラ毛色黑白又班毛。アヒル毛毛を
喜び。アセモ。錦の毛織も織。又皮と丸むき
羅。頭の毛織も織。又皮と丸むき
タマ。壹買を三枚の價。毛。毛。
綿羊ヤコ毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。
毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。毛。

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

兔 オニカン 皮、衣腹とす。又、暖あるものあ
リ。之の魯西亞人を食料とす。凡、獸數
犬猫の足跡の如きより、食を以て鬼を猫
足りやく。故に併ヤコーテブラーツ六食料
共ともし。

鹿 オレニ 皮を剥き用ひ草少しく作るトニコスハ

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

大

本

又乳汁もとどまて牛乳のやく用ひ
毛色ふ色々種類有るや
毛皮斑ちたる皮をも見たり

本多は一種剛庸オレニと云ふもの也
有りとゆり 老矣の曰世方乃オレニキ
彼方オレニ角カツラ也カツラ才オレニと云也
あり 甲子の席シテと連シテ角カツラ不オレニイナカツラ毛モ
無オレニ皮カツラ柔カツラ也カツラ而オレニ角カツラ白カツラ毛モ
毛モ白犀角カツラ也カツラ又牛角カツラ似オレニ了
大曲カツラ八尺余カツラ也カツラ

野猪

名石覓シヒニアノ毛を取れて食料とする
老夫支サガ 尾長猿ナリ 猿猴ハアラモウル

卷之三

チウエナ 毛黒又波赤 鰐有種々有り尾をホース
ユージキ オニテレイツケオヌトロの海中 カミナリ

猶古之君子

海豹

ホンロウ

名ハシナヌ頬の妙ニ瘤有熱血毛色赤く灰黒めりテ
光毛支ヘルカウタヌキノイルコトウカの役所ミテニ足向キラ見テ
移シテシル既アリ

象

スロシベトロブルカ朝府の町屋の内お畜生ある

西向は通の家が、一間半、足りぬ
と伸せば五尺より六尺位す。門は挽
切と云ふ。元も口六寸半り残さず、四肺と
袂のまゝ、つまきをす。城裏の棧板

鬼

ミヤラはすくへ画そる鬼のやま、罔をかくと
えぬ仇の節仏を守り。マルケイサ鴻の
人をきてゼイカとひげー先ハ鬼人だと
えふ事のトト

植物

松 名覧立延る事あく 蕎属をあく

五葉松 スノウ 杣木薪 梢找号小まく葉すも

すすき葉大ゴリ 松実 オレヒ

菓子専用ひ油やかあらそくま野菓すも

番匯十月松の根を葉すくとあらす

ゼンソホマースウ 指^{脂丸}スモロフと水よ入る

青木をあらす

シイシニシト富士松似色し物すく野菓すも葉す
あく利きすむ役とすと役と松毛と

多つね核杯口すく立ち延びゆ

ケトロライ 稲穀のやまとね核すく實ひ葉すくおと本二極
りう能えもじ延びあく實ひ葉すく浦すも毛を
用ひたまく

大葉櫟

クブ左のぬとを玉取り玉葉のねのやく
立斧子形す又タブとく森圓すくやすらむと
道の縁あと深すもゆ因^{ヨウ}き物け一本一房
よりルコツカ近の道すふ年大木す

アセナホヤシム 使周波

檸 ベリヨウ あさだちむかひ ピカカシム 菊等を用田花
の喰山櫻もて圓中多

樟 スダジイ

カハル他國より生原子 サクシ 茶移よ虫の附
與あらん小入毛折り 樟 脳カスハトミ
カラ赤朧又ナセリワ 呪帆の節並墨利加モ 獲ニ買
木一木折り 又是不似す 吳木少々貯
堅く重く高枯と云ふものと雖然ア
未めナリ且得め着の上役くうは能合ア
主切端と便席下取レ 落じ立メ四半
尺よ幅メタリ一ヶ 沢史セ

竹

タメイシ 独地竹も又ナリカ 他邦ナリ
乾竹竹のミ取リ 政府小ムスカーモリヒキ
法國の產物を裏テ新有リ 此不吉也 天言天
の大竹ナリと云々 達磨 トキニ足矣
後ナリ 此役 の使者と天言ヤモリの書
生荷板車載セ

穀蔬果

米 ビナ他國より生原子 サクシ 南亞里王利加ナリ 御子
精ナリ 送ナリ

豆 ゴロフ

大麥 エナメ 麥稗 ソロモ

裸麦 エリセメ

蕎麥 マヌカ ケレブ ト以テ之を食物也

小麦

セニイン

菜菔

ライカ

蕪

ライバ

蕎麦

ゲレシヨウシ

挽割

コロ

蕎麥

コロ

蕎麥

コロ

蕎麥

コロ

麻仁

コロヒロ
セーヒト

莖

シテ

セーヒヨー也種子の事と云ふあり人间の

種と云ふ事とセーヒヨーと云ふ物候令も

日本人の種と云ふ事とニワキツケセーヒヨーと

云ふ麻苧と一様の二房也——晒毛トトモ

潔白有る物也

大蒜

スイエ

茸類

初草の雜松茸白初草也の類を皆食す

名前ありシモリモリモリモリモリモリモリ

七八以降株を食す大抵始後月用ひ

生めり——用ふ細——剥落き挽割まつ奥

も重身——根を加へ革を入し煮食す

蕨名竈山よ生じ食料とせむ潔白有ると採り

日朝もく食をやく根——名も五色と號す

の人見て、馬の如くちうせ皆矣トシ
ヤーボルキ一種の芋^{ウスキ}セモリ^{モリ}ニホのそよー芋の
やき色のをキシ芋^{モリ}シテ以セモ^モキ
物^モシテ、萬事^モ小作^モ又^モト^モ頭葉^モ
立^モ、名篇^モ之^モ故也

西丸 アルボース

瓢

タニ 南亞墨利加^{モリカ}多^モ多^モ

番椒

ベレッ 唐山^{タカマツ}の交易物^モ甚^モ甚^モ

大根

蕉^{モモイロ}入^モセ^モも^モ葉^モの上^モ漢室^モア

大根

西丸^{モリ}の前^モ南亞墨利加^{モリカ}の卫^モカテリナ^モ此^モ

胡椒

コロゴシ^モノ圖^モベレッ 又^モセモ^モベーレ^モ 他國^モ未^モ入^モ

数量第二拾

一キ	ニドウ	三ゴ	四ナラニ	五ニヤアニ
六セイシ	七セイム	八オテセミ	九セイナニ	十セイセラ
土ゼニナサイ		十二トーウモナサイ		十三テナサイ
古チヤテナサイ		十五ビヤナナサイ		十六セミナサイ
セセナナサイ		十八オセナナサイ		十九セイ堂ナサイ
セドワツナサイ		廿一トワツナサイ		二十テレツナサイ
罕ソロケ		五十一ヘツシニヤツ		六十セレタツ
辛セムテシヤツ		八十才セラヒヤツ		九十セウユノスト
百スド		千ティセツナ		万 ^{セイセツ} ナ
二万トワツナ		ティセツナ		

土俗風習一卷

一婦人之妻乳をあふが常に是と隣の女湯小娘
歸と以てまことに仕事あり 日本通視汲トヨコト
の篇か有時至る處初生の男少ぬや始まつた
極東和蘭陀地方固く右の事
事也 話圓 漂到せ者り話とゆ一
育ふ唐山廣東西南等も又かくのみ

夫人年少の五拾歳を過ぎて書を廻すへ先風俗から
毛筆をもつて者多く大小何れも一々の功名を立てる内に
家の累ひを承りてとくに能はずかず 五六才の頃より
支えと仰せられう席から已もしどりすまふたり十七八年まじ
かく計りし處所を書きあり候因と人の寿
命八日半中を身に含めしとす十九年かく石碑やむる
人八九歳を及ぶ七八十以上の人に老人（スカラ）五六
十あらん人を老者と云ひ候年齡よりは室を
主とすがはは歴の久い筆を承る者
年を経ておなじくある

七八十人やうと多く人馬の力あつて走りあまき者道
アシハ五、十里もあつて思ひ重きをも持ち又は大斧
をも携りて遠山へ進むに近づくと行方了且被入犯す
骨折仕事へて之を修むる爲め病むかと云ふと不才

物の小差事の内室と有るがゆ一正精系向ひ

え実セラモサク川ミミ健ナラム

男女文合之事多發シモトヨモ宣ナキ而シテ又
遠く今朝ともモリモリヘヘ帆の取手を輕まえ
ちも役人ナカニ併シテ舟とかもモリコツベニハガマル
ケイサの雨訴カモ女人を學一也考右ノ語ナム所
少名ナハ並ミ日暮長崎の港ノアガ追苗シ長
ゴミ地の賣女未だ黙んと各役士人の様小至國
御歩一箇と浮ノ事ヨリ生モカ此重級の事ナム世
にナ初通の事カモ中モキモの度ナ及ば無モナ
般ノキノ物鳴モ^内土人宿ナムニ至候あリ時
家奉と聞を逍遙して往來數十篇もナシ用
事にて佐々木侍が御居事ナリ總令ニシテ
暫時の召那

梅子小養生の為小而體を運動シテ身ノ
和蘭厄人相子ノ代と常ニ耶モト一是とワニテレ
ニシテ遊行閑走と云々俄ニ通詞の革

是ち蘭人百姓と呼トニキ其也

中等より以上の婦人をサヒ分多モ支ナリモシ
女多年シカモ男女ナカニモ再嫁其モ尼トナム多
剃髪尼寺ジヌテライ一例ニ初弱ヤテモ男兒ヤテモ
後家をナシテモ兒を立チ一家お續キナシテ
凡て女子嫁嫁有シ因ニ抱養シカモアリナモ同
母形イ凡姫多の子モゼイワカトナシ皆抱養形
破故母を娶リテモアリムヘゼイワカトナシモ女子

即持ありき者々々々 滥行ありり又至極あとの如事
技技人の娘すじかよ出放より不羣をとひの事す
是とくに要る事をせむゆゑ年とま病と生産す
ワカの姿やく松盤よも居て右の姿の女人全毛
目と附多放ありて御車移り溢死の故にて自害
く死せるものハ佛界界イカと云ふ衆の宗旨をう
きの者すとしま屍を車小載セ市中を川原へモ上
りて石棺のやく葬りて寺の引舟と云ふ事を得
イルコーシカ逗留中此引舟とあ度近見す

大富商セロフ家某商向こゝ書院と
くニイルコーシカオキー方回へ走りをまわが
身持放榜の有業キテ兄ケセロフ方ノ善用
身をす家ノ一例後私よ溢死せす是固
大法少行を教説キテナリ而よ富家の弊
ちきび用の立解也事とツヘ病死
ゆきうち一報すリ何處の地も金持す
の事ニシムト以テ

煙草ハ男女老弱かゝまつて植えりてみぬまつて
のも人づりと等の人ハ附とあづから飲ミ樂く
とある様ある煙草は今石山道樂さむと想
をガニサトキニ燒きのぶ志まむらのとトロブコヒ
ミテ銀ウツ作りますとそもく古事く如く
皆用ひタバチハ但海と波也あらへら多くも
吃烟も多矣是もツンカ株子青眼牙麻と云ヒトニシムト

病を防ぐ薦め止白里地方の種族ヤコテアラシケモ
毛とぬい縫合皆本當あり

老之將至
皆未嘗有

の所懲りと除く事とす。是の人物を
ナヒユム
狩る者形テ而内入めゆ。ナニモ主徳ハ猶祖輝、有
其名多とダハケーリカト云。梯子小和萬トスノイフタバユースト
女入を地に吃烟セモ。但古曾もあへ老婦松
木より小用シとの有。鼻裏、済セと無。——
此にて居を折々玄文、角口

楊家小政遷已測
之行風也因勢

かす處の者の印ハ紅粉をも新々思ひ松葉
油と有る。おとタと云ふも多き油の事。行あく製
ち物り御よびや。樟腦油。油と有る。ヤーボルキウカと云ふものも珍け毛ヤーボルキと一種の

茅ヘム若古松の事ヘ

詳シテ

一卷也

但土人の之加く以至に事取リ

婦少妇無事人ノ聲不自覺ニゆりてモ

如何也、夫シテ既彼地方の風俗也

ナ年ニシテアラ老翁の聲とちをとさシト

凡噴嚏事ニシテ是事人ニテ又

先支支流ニヌヌラストイ

トキハ、送年乳嘆ウナ人ニハニハトキハ、耐チテ

又ナトロイヤ其事此ノ下寧少厚ノ事

禮事也

拙シテ玄珠知能之附泰國人善シテ也

志未ハ己事と人の聲も之辻自ら惡言を咲

老ニテアラノ異

環海異聞卷之七終

